

法務委員會議録 第十五号

(三〇〇〇)

昭和二十六年十一月二十一日(水曜日)

午後二時六分開議

出席委員

委員長代理 理事 押谷 富三君

理事 田嶋 好文君 鍛冶 良作君

角田 幸吉君 金原 舜二君

佐瀬 昌三君 高橋 英吉君

松本 弘君 山口 好一君

田万 廣文君 梨木 作次郎君

佐竹 晴記君 世耕 弘一君

出席政府委員

法制意見長官 佐藤 達夫君

刑政長官 草鹿 淺之介君

委員外の出席者

最高裁判所 五鬼上堅智君

事務局長 内藤 頼博君

判事最高裁判所事務局長 鈴木 忠一君

判事最高裁判所事務局長 鈴木 忠一君

判事最高裁判所事務局長 鈴木 忠一君

判事最高裁判所事務局長 鈴木 忠一君

判事最高裁判所事務局長 鈴木 忠一君

判事最高裁判所事務局長 鈴木 忠一君

判事最高裁判所事務局長 鈴木 忠一君

判事最高裁判所事務局長 鈴木 忠一君

判事最高裁判所事務局長 鈴木 忠一君

判事最高裁判所事務局長 鈴木 忠一君

判事最高裁判所事務局長 鈴木 忠一君

判事最高裁判所事務局長 鈴木 忠一君

判事最高裁判所事務局長 鈴木 忠一君

判事最高裁判所事務局長 鈴木 忠一君

判事最高裁判所事務局長 鈴木 忠一君

判事最高裁判所事務局長 鈴木 忠一君

判事最高裁判所事務局長 鈴木 忠一君

判事最高裁判所事務局長 鈴木 忠一君

判事最高裁判所事務局長 鈴木 忠一君

判事最高裁判所事務局長 鈴木 忠一君

判事最高裁判所事務局長 鈴木 忠一君

判事最高裁判所事務局長 鈴木 忠一君

判事最高裁判所事務局長 鈴木 忠一君

君及び金原舜二君が議長の指名で委員に選任された。

本日開議に付した事件

裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四二二号)

法務行政に関する件

檢察行政に関する件

○押谷委員長代理 これより会議を開きます。

裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案について質疑を行います。

この際お諮りをいたします。国会法第七十二條によりまして、最高裁判所の五鬼上事務局長、内閣事務局長及び鈴木人事局長の出席説明を承認いたします。

○異議なし(と呼ぶ者あり)

○押谷委員長代理 異議がなければこれを許します。

次に田万委員より質疑の通告がありますからこれを許します。田万廣文君。

○田万委員 裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案について五鬼上事務局長に二、三點伺いたします。

提案の理由を私もよく拝見します。と、法の目的としてある八百九十九名の定員を減少するという根拠がきわめて薄弱であるかと思うのであります。と申しますのは、提案自身に大きな矛盾を含んでおられるのであります。その説明によれば「裁判所に提起される各種事件は全般的に依然増加の傾向にあり、しかも訴訟の促進が叫ばれて居りますこと等を考慮いたします」と裁判所職員の現在の定員は決して多きに失するものではないと考えられるのであります。ところが「言葉からいいますと、八百九十九名というように多数の職員を整理することによつて、むしろ裁判の促進がきわめて遊滞を来す危険性がある」ということも提案理由自身においてうたつておられる。なお次に「この際極力事務の簡易化、能率化を促進することにより、人員の整理を行うこと」といふ、という説明もあるものであります。今申し上げたこの二點から考へて、このたびの裁判所職員の定員を改正なさつて、八百九十九名を減少するということは、事件の促進をはかる意味からいって明らかに時代進行的な現象を多分に含んでおられるのであります。その点どうしてこういうようなことをなさるのかその説明を承りたい。

○五鬼上最高裁判所説明員 ごもつともな御質問でありまして、裁判所の事務が非常にふえて参りまして、必ずしも人員が十分には申されないのであります。しかし何を申しまして、予算の面、国家の財政の面という方面から政府において行政整理をいたしておられ、裁判所もその協力を求められておりました。種々大蔵省と予算的の折衝をいたしまして、結局八百九十九名の定員を減少するという結論になつたのであります。実際はそうなのであります。が、もとより裁判官等については適用はいたしませんばかりでなく、裁判所の職員につきましても、裁判の機関の補佐をしていられる書記官あるいはその他の補佐機関については努めてその整理を遂行して、できるだけ司法行政事務の方面からこの八百九十九人を生み出したかと思ふのであります。なおこの整理にあたりましては、人員の非常に少数な裁判所等については特段の考慮を払ひまして、できるだけ人員の多数なところから、なるべくこの人員を生み出すというように考へております。いろいろ考へたところ、同時に、司法行政事務の能率化及びその機構の簡素化というように考へて整理をいたしまして、現在の裁判所の事務能率を落とすというようにならないように、万々の処置は講じて行つております。

○田万委員 なか／＼苦しい立場と想ふのであります。最高裁判所の事務局長五鬼上さんとしての率直な御見解を承りたいと思ひます。と申しますのは、今のお話では、大蔵省との予算関係で、やむなくこれをのまなければいけない、ほんとうはのまいたくないというふうな気持ちの表われが私はあつたように思ふ。八百九十九人の人間を整理して、従来通りの能率を上げ、事務を促進して行くということに多大の自信を持つておられるようなお言葉でもあるが、半面きわめて何か悲壯なものを感ずるのであります。ほんとうの腹は、最高裁判としては八百九十九人というのは、やはり現在通り存置する、首を切らないで置いておく、これがほんとうに司法を維持して行くために必要だといふように考へておられるのではないですか、率直に承りたいと思ひます。

○五鬼上最高裁判所説明員 もとより先ほど申上げましたように、事務上からいつて、この行政整理というのはは相当困難なことは予想しておつたのであります。しかしながら、やはり先ほど申しましたように、国家の財政という方面に對してもできるだけ協力して、その収縮をはからなければならぬ、こういう考へのもとに、結局折衝の結果、八百九十九人ならば、現在の職員の業務能率と同様に裁判事務がとれるというところの結論において、政府との間の折衝がなされたのであります。

○田万委員 少しひねくれたような質問ですが、反對に考へたら、八百九十九人を今日整理しても今までの通りの能率を上げて行けるということになれば、今までそれを整理しなかつたということは、どういふ意味でございませうか。並びにその予算的な関係において、大蔵省から今度の行政整理の話があつて、これに對してやらざるを得なくなつたという御説明ですが、どうなりますか。

○五鬼上最高裁判所説明員 もとより予算の面とマツチいたしまして整理に應じたわけでありまして。従つて率直に申しますと、もちろん事務の運営において職員が多いことは望むところでありませうけれども、全国の裁判所からこの程度のことをしても、ほかの方法で能率化をはかれば現状は維持できるの

ではないか、このように考えております。

○田万委員 私どもの考えから言うと、行政整理に歩調を合せて、そうして最高裁も大蔵省の御説ごもつともとして、今度の八百九十九名の整理にイエスを与えたというふうに考えざるを得ない。八百九十九名の定員を減らすことによつて、大蔵省の予算関係におきましてどれだけのプラスになるといふお考えですか。

○五鬼上最高裁判所説明員 はなはだ不用意なものでありますが、ただいま数字の資料を持ち合せておりませんので、金額についてはまた追つてお答えいたします。

○田万委員 八百九十九人の首切りを考へておる最高裁の事務総長さんが、どれだけの減額になるという、大蔵省からつらい腹を切らされたこの金額がわからぬということでは、私ははなはだ不満である。

○五鬼上最高裁判所説明員 お答え申し上げます。大体一千五十万円の減額になると思ひます。

○田万委員 一千五十万円で間違ひございせんか。

○五鬼上最高裁判所説明員 間違ひございせん。

○田万委員 一千五十万円の節約のために、八百九十九人の首を切り、そして事務総長さんのお話では、従来通り事務に支障を来さないというが、事件はますます多くなつておる傾向にある。そういう際にも、もし滞滞を来したならば、一千五十万円のプラスよりもさらに大きなマイナスを国民大衆に与えたと私は思う。この点について重ねてお尋ねしたいのでありますが、裁判

所は申すまでもなく人権、財産の保護をする唯一の機関であります。そこにもし大きな手落ちがあるならば、一千五十万円のマイナスではないかと思つてあつて、この点について八百九十九人の整理をやつて、なおかつ従来通り事務がうまく行くという御確信があると思はれるのでございせんか。

○五鬼上最高裁判所説明員 率直に申し上げますと、政府から最初に行政整理に協力を求められたときの員数は相当数字の大きなものでして、大蔵省と折衝したときも、二千人程度の御要求がなかつた強かつたのでありますが、結局裁判所側としては、先ほど申し上げましたように、裁判官はもとよりありますが、裁判を補助する機関等についてはどうしても整理できないという建前から、いろいろ苦心をいたしまして、結局行政面に携わつておるところでこれだけの人間を整理しても、裁判事務の運営に支障がないという結論を得ましたので、結局政府と話し合ひをつけたというのが率直な話なのであります。

○田万委員 これら整理された方々の生活についてはどういふふうにお取扱ひになるのか、この点を伺つておきたいと思ひます。

○五鬼上最高裁判所説明員 整理された人々には、もとより定員法によつて、退職手当も普通の退職手当よりも増額するといふ政府職員と同じようなことは、裁判所も実施いたしますが、なおなるべくこの実数を減らすといふことについては、自然退職その他等も見込みまして、この程度ならばそう退職をした者に迷惑をかけないのではないかとはいふような検討をいたしまして、

この数字が出たのであります。

○田万委員 整理にあつたところの八百九十九人の方々をいろいろ選考なさつたその方法、内容というものは、どういふところに基礎を持つてやられておるのでありますか。

○五鬼上最高裁判所説明員 大体この八百九十九人の数字といふものは、一年間における自然退職とにらみ合せまして、この程度ならばというところに常識的におちついたわけでありまして、

○田万委員 最後に一点だけ伺ひたいのでありますが、私どもは裁判業務にも関係してあるものであります。今日の裁判の実態からいつて、民事訴訟法、刑事訴訟法もかわりました。事件がきつめて促進されておるのであります。事件が促進されておれば、法律ができて、なおかつ事件のふえる方が多いのであります。どうして裁判決までには相当な日にちがかかる。これは極端な場合でありますけれども、判決言い渡しを、たとえば七月の七日なら七月七日にするということになつておつたものが、それから一年あつたつても判決がなされないといふような場合もなきにしもあらずと私は考へる。最高裁判所の方ではそういうことはほとんどない。おそれなく判決の言い渡しがきまつて、それから二月、三月もすれば、おそれなく判決があると思つて、おそれなくとも判決があるし、事務の煩雑な点もあつて、相当判決の言い渡しに遅れておるような事実はなきにしもあらずと私は考へる。そういうような時代において、どうして、私ども実務に携わつておる者から見れば、現在の、首を切らないところの定員といふものは、事務を円

満に遂行して行く上においては必要だと私は考へておる。先ほど提案理由の中にも申されておりますように、やはり事件は増加の傾向にある、事件の促進が常に叫ばれておる、そういう立場に置かれておる裁判所が、みずからの考へにおいて、裁判所職員の現在の定員は決して多きに失するものではないといふお考えを持つておられるという一に、私ども実務に携わる人間、あるいは一般にこれを利用するところの国民大衆といふものは、今度の定員法の一部改正によつて、われわれの権利が、われわれの財産が完全に保護されるかどうかといふことに多大の関心を持つておる。これはまぎれもない事実だ。そういう点からいつて、なるほど一千五十万円は相当な金かもしれないが、八百九十九人の首切りで一千五十万円あまりのプラスがあるというけれども、それらに比べたら、どうしても裁判の滞滞といふもののマイナスが大きいように思ふ。これはよくなお事務総長並びに最高裁の有能な人々の御研究を願ひ、事務の滞滞を来さないようにする必要がある。私どもはこの八百九十九人の首切りについては納得がでないものであります。どうかその意味におきまして、最高裁におきまして、行政整理に便乗したような今度の整理に對しては、あくまでも反対して、もらいたいことを私は最後に申し上げておきます。

○五鬼上最高裁判所説明員 御質疑の御趣旨もつともでございます。ことに御意思に對しては、十分今後の整理後の事態に對処するために、万全の策を講じて行きたいと存じております。御質問の趣旨は今後の定員等について

も、十分考慮いたしたいと思つておる次第であります。

○押谷委員長代理 ちよつとお尋ねいたしますが、先ほど田万委員の御質問に對して、事務総長の御答弁の中に、これによつて節約される金額が一千五十数万円であるといふお話がありましたが、その一千五十数万円は年度内ですか。

○五鬼上最高裁判所説明員 今年度内です。

○押谷委員長代理 すると年間を通じてどのくらいになりますか。

○五鬼上最高裁判所説明員 大体の数字であります。大体一億四千万円に

○五鬼上最高裁判所説明員 今年度内です。

○五鬼上最高裁判所説明員 今年度内です。

○五鬼上最高裁判所説明員 今年度内です。

たしておりまして、官の種類別に定員数が掲げてございます。従いまして、それだけをこらんだきまして合計いたしました、ただいま梨木委員が御指摘になりましたような数字になるわけでございます。ところが一般各庁におきましては、こういう規定の仕方をしておりません。従来も職員全部の数をまとめて掲げてございます。従いまして、裁判所関係におきましては、今回の定員法の改正におきましては、この官の別を廃しまして、全部の職員を

一まとめに二万何千という数を規定したわけでございます。従いまして、いわゆる事務官あるいは書記官というような官にある人の数ばかりでなくて、今回の定員法におきましては職員、用人、そういった職員の数も含めまして、今回の数字を出しているわけでございます。従って数字の上におきましては、ただいまの御指摘のような数の増加がございすけれども、実質におきましては、先ほど事務局長から申し上げましたように、八百九十九人の減員になつていくわけでありまして、

梨木委員 それだけの説明では私にはわからないのであります。これでは実際は、政府の方が定員法の一部改正によつて整理をする、それに歩調を合せなければならぬから、表面は八百九十九人整理するのだといつておいて、実際は従来この定員法以外にいろいろ人件費を出しており、また人を使つておつたということになり、私はそこから予算のいろ／＼な流用の不正が出て来る危険性があるということを中心とするのであります。そこで一休今雇員、用人というものはどれだけあるのか。これをまず伺つておきたいと思

います。

内閣最高裁判所説明員 今回の定員の内訳は、お手元に資料が配付いたしてございますので、それをこらんだきまして存じますが、合計二万四千三百五十八という定員になつておりまして、そのうちただいま御質問のございました雇員が六千六百七十一名でございます。それから用人が四千七百六十七名でございます。ただいま、従来定員法に載つていないこういった雇員、用人の数が法律上不明であつて、従つて予算の支出において不明確な点があるような御質問がございましたが、定員法の上におきましては、雇員、用人の数は従来出ておりませんでした。しかし予算の面におきましては、その人員ははつきりきまつておられるわけでございます。従いまして予算の支出は、もつぱら国会で御決定になります予算に基きまして、この雇員、用人の給与の支出がなされていくわけでございます。その点定員法の上で数がきまつておりませんので、実質的には予算通り押えられていくわけでございます。

梨木委員 そういたしますと、このたびの八百九十九人の整理というのは、どういふ人々を整理の対象にしようとしておるのであるのですか。

内閣最高裁判所説明員 今回減員になつております対象は、先ほど事務局長から申し上げましたように、裁判官、書記官等、裁判事務に直接関係してあります職員は、一切含んでおりません。司法研修所の教官が二百名でございます。それから事務官が二百名でございます。それから事務雇員が三百九十三名でございます。それからタイピストが八十八名でございます。それから

用人が二百十七名でございます。これらを合計いたしまして八百九十九名になります。各裁判所ごとの内訳がございしますが、これはお手元に配付いたしたもので、こらんだきたいと思ひます。

梨木委員 この提案理由を見ますと、極力事務の簡易化、能率化を促進するということになつておりますが、具体的にどういふような方法で簡易化と能率化をはかられる考えですか。

五鬼上最高裁判所説明員 この事務の機構の改革がまず第一に考えられております。次に統計事務等に從事する職員から、統計を機械化できると思ひます。そのほかについては、実際の配置面において交流をいたしまして、人員に支障のないような方法を目下考へつてあります。

梨木委員 機構の改革というと、どういふことを考へておられるのか。この問題に關連いたしまして聞きたいのであります。現在最高裁判所の裁判官は十五名であります。従来の大審院といふのは、たしか三十名か四十名裁判官がおつたはずであります。その仕事を十五名でやるということになつておられて、今非常に最高裁判所の事務が停滯してあるはずであります。私どももそれを経験しております。この点について何か構想を持っておられるかどうか聞きたいと思ひます。

五鬼上最高裁判所説明員 先ほど機構の改革と申しましたのは、あるいは私の言葉が足らなかつたかもしれませんが、主として司法行政に携わる方面の人員を整理するがゆゑに、司法行政

事務の方面の機構の改革を考へておるのであります。裁判機関に關する機構の改革は、ただいまのところ研究申し上る程度で、具体的に申し上げる資料を今持ち合はせたいと思ひます。

梨木委員 事務の簡易化、能率化と申しまして、結局やはり今の裁判事務は非常に停滯しております。特に最高裁判所はその極なるものであらうと思ひます。ところが最高裁判所におきまして、裁判官は十五名であるが、その下部機構は非常に膨大なものが持つております。従来になかつた情報係までもつくつております。そうして刑事課、民事課というやうなものもたくさんあります。ところがわずかに十五名の裁判官でやつておられる。ここで聞きたいのであります。一体今最高裁判所では、受理した事件をどういふうに処理しているか、事件の受理、受けたものと、これを処理した計数との最近の統計的なものをお示しを願ひたいと思ひます。

五鬼上最高裁判所説明員 最高裁判所の事件が非常に多くなつておること、昨年来主として旧刑罰、旧法事件の迅速処理ということに非常に重点を置きまして、いろいろ下級裁判所の訴訟の促進をはかつた結果、下級裁判所において処理された事件の多いことが、最高裁判所の方の事件増加の幾分かの原因になつておると思ひます。受理の状況は、最近におきましては、この十月一箇月として、これははつきりした正確な数字ではございませんが、民事が大体百二十件前後と思ひます。刑事の方は大体五百件、あるいは五百件を多少オーバーするかもしれませ

ん。処理の方も、十月に処理した事件が大体五百二十件、刑事の方はややこの処理の方が黒字になつて、減りつつある状態でありまして、

梨木委員 民事、刑事を含めて、未処理で残つておるものはどれくらいありますか。

五鬼上最高裁判所説明員 民事、刑事を含めて、大体六千件くらいだと思ひます。

梨木委員 昨年訴訟事務の促進といふことを最高裁判所でお始めになりましたが、私どもは裁判事務を経験いたしまして、人員をこのままにしておいて、機構をこのままにしておいて、いくらそんなことを命令してもだめですよ、と私は當時もはつきりこの委員会に指摘したと思つておるのであります。そして現状は、私の知つての限りでは、やはり同じであります。しかしながらこれは私が経験したところだけでありまして、一体裁判の論議の集中審理とか何とか言われましたが、裁判事務の促進は現在どのように進んでおりますか。

五鬼上最高裁判所説明員 昨年この訴訟促進、特に旧刑罰事件の処理について重点を置きましたことは、ただいまお話をした通りであります。昨年十一月当時一万六千件くらいの未済事件が残つておりましたが、現在において下級裁判所全体を通じて、約二千万件程度でありまして、これはいろ／＼被告人が逃亡したとかいふ事由で迅速に処理することができない事件であります。その結果といたしまして、現在では下級裁判所においては、大体既済が未済を上まわるやうな傾向であります。

○梨木委員 一、裁判所の職員をそのままにしておいて、事件が片づいたことだけを外形的に一つの実績として誇るようなやり方は、裁判の本来的な任務からいって、喜んでいいことか悲しんでいいことか、私は非常に問題だと思ひます。特に最高裁判所があのようなことを指示した結果、下部におきましては、いたずらにこの訴訟事務を促進させることに急なるのあまり、人権の保護、個人の財産権の保護といううな面においては、まことに遺憾な点が多いのであります。そしてこの定員法改正に当りまして、現状をもつてするならば、特に下級の裁判官あるいは書記官の手不足から来るところの労働強化は非常にひどいものであります。特にわれわれの経験では、裁判官と書記官を比較してみた場合に、書記官の給料というものは非常に低い。そういうところへ持つて来まして、訴訟事務の促進が上の方から言われて来ておるために、公判が定時を越えて五時、六時、七時までもかかつてやつておる。そういうように公判がおそくなりますと、従つてそれに伴う書記官の事務のあとの整理というものは、さらにそれを倍加したひどいものになつて来ておるのであります。こういう実情から見ても、今度の定員法の一部改正によつて、裁判所職員の減員をはかるということは、人権あるいは財産権の保護という面からも、非常に憂慮すべき事態が出て来ると私は考えるのであります。そこでこの点について聞きたいのでありますが、一、休今裁判所職員の超過勤務手当というものは、どういうように支給されておるのかという点について聞きたいと思ひます。

○五鬼上最高裁判所説明員 訴訟事務促進の結果、人権擁護に欠けるようなところがあるやに仰せられたようでありますが、われわれとしては、極力きような点のないようにして訴訟の促進をはかるという方針をとつて参つたのであります。もとより事務の堆積しておる場合において、一定の勤務時間のみによつて処理することのできないことは、仰せられる通りでありまして、相当おそくまで勤務いたします。その勤務に對しましては、裁判官に對しては法律によつて超過勤務というものは支給されておりません。たとえば夜十二時までやつても、超過勤務というものはございません。一般職員に對しては、政府職員と同じように、超過勤務手当は予算の範囲内で支払つております。あるいは場合にすると、その勤務に對して必ずしもそれにマッチする予算がない場合もあるものであります。現在までのところでは、大體超過勤務を命じた者に対しては、超過勤務手当を支給して参つておるのであります。

○梨木委員 私どもはよく聞くのであります。ほとんど超過勤務手当をもらつておらないと地方の裁判所職員が言つておるのであります。そこで一、超過勤務に對して、平均どのくらいお出しになつておるか。今の御説明だと、全部出しておるやうにも聞えるのであります。そうだとすれば、最高裁判所では超過勤務をした者には全部出しておると言われるのに、下級では出しておらないといふことになるかと、非常に問題だと思ふのであります。これはひとつはつきりお伺ひしておきたいと思ひます。

○五鬼上最高裁判所説明員 大体この予算の面では、平均七時間程度の超過勤務の予算がござります。これはむろん各庁によつて異なりますが、その事務の量によつても異なりますが、大體この超過勤務は、居残りを命じたような者に対して支払いをいたしておるのであります。従つて予算の面と事務の面と両方をならみ合せて運用いたしておる結果、ただ任意に残された職員に對してはあるいは支払いがでなかつたところがあるかもしれませんが、そういう点においては運営上種々考慮いたしておるやうな次第であります。

○角田委員 ちよつと関連して……超過勤務手当の問題であります。超過勤務をしないところに超過勤務手当というものがあつたというところは、当然でありますけれども、各官庁によつて非常な差があるものであります。御承知の通り大蔵省の主計局というものはばらばらに多く、全部の官庁について見ますと、かなりの開きがあるのであります。私の感想としては、裁判所の予算的の方面が比較的少いのではないかと考へておりますが、この点について事務局長の御見解をこの機会に承つておきたいと思ひます。

○五鬼上最高裁判所説明員 ただいまも申し上げましたように、予算では裁判所は平均一箇月七時間程度の超過勤務の予算がござります。これは各省によつて異なるとおつしやいました。私の方では他省と比較した資料がございせんので、いづれ研究いたしまして……

○角田委員 それではこの資料を一、二回御調査になりまして、先般私は予算委員会で大體調べてみたものがあつますが、これもひとつ調べて御参考にせられんことを要望いたしまして、私の質問を終ります。

○梨木委員 今居残りを命じた場合に支払うのだという。ところが公判は五時ころからずつと続行することがある。そういう場合には大體裁判官が指揮します。裁判官が指揮した場合に、行政面ではどうなるのか、よく私はわかりませんが、裁判官が時間を経過して引続き公判を開いた場合には、居残りを命じたことになるのですか、ならないのですか。

○鈴木最高裁判所説明員 實際公判廷で五時が過ぎて、さらに引続いてやつておるといふような場合には、もちろんこれは超過勤務になります。そしてその場合には事後の処理として超過勤務を命じた簡便な命令書をつくりまして、それに裁判官が捺印をして超過勤務したことを証明されておるわけです。

○梨木委員 どうももういふ点が、わずか七時間の予算しかないというが、實際は非常な労働の強化になつておるといふのが実情であります。

次にこの問題に関連して、先ほどいろいろ事務の機械化という問題がありましたが、今法廷で録音機を使うことだけあります。大體これは政治的な事件だけではありません。ところがこの録音機の係が二人くらいいておるのであります。こうなつて来ると、これは機械化どころかかえつて労力がますます加重され増大して来るという結果になつてまことにおかしな結果になつておるのであります。これはどうお考へてありますか。

○内藤最高裁判所説明員 ただいま録音機のお話が出ましたが、実は書記官の法廷における調査をとる仕事であります。その機械化ということにつきましては、従来裁判所におきましていろいろ研究いたしておりました。ただいまのところは結局ステノ・タイプであります。タイプライターによる速記によりまして、書記官の調査作成の仕事がそれにかままして、そして正確なしかも能率的な記録を残すという方法を考へて、ただいま研究したと同時に、練習も始めておるわけでありまして、速記のほかにもう一つ考へられましたのは録音機でございます。しかし録音機もつて将来まづたく調書にかえるかどうかといふことは、さらにまた問題でございます。御承知のように録音機になりまして、紙の上に書いた文字でもつて読むようなわけに参りません。いろ／＼な長所もござりますが、短所も考へられるわけでございます。ただいまのところ録音機は試験に用いておる程度というふうには御了承願ひしたいと思います。

○梨木委員 そこで録音機の問題であります。私どもはあつた録音機を使われると法廷におけるところの自由なる発言というものが非常に制限される危険を感じるものであります。特にこれを裁判所侮辱制法の参考にするためにこれをどこへ持つて行くかと、あるいはその録音をとつておいて、それが結局あつた裁判官の法廷指揮の問題の判断の材料にするとか、そういうことに利用されるというのか、なりましますならば、これは非常に裁判官にとつても、またその他の訴訟関係人にとつてもまことに迷惑なものであります。たとえばそのときの録音をあとで法廷の現状から全然切り離された環

境において聞くのと、そのときの法廷の環境というものはやはり異なる。裁判官の態度なり何かいさ／＼なことで被告人なりあるいは弁護人なり傍聴者の態度というものはかわつて来るわけですから。そういうものを全然抜きにいたしまして、そうして録音機を單に環境とは別にいたしましてこれを聞いた場合に、いかに法廷が喧騒をきわめているじやないか、これはどうも裁判官の訴訟指揮が悪いのだというようになるとなるようなことになりすれば、まず／＼裁判官自身も法廷において非民主的な態度をとらざるを得ないというところに相なりますから、私はこういう録音機というような訴訟上何ら法的根拠のないものを利用するということとは、これは裁判の權威と民主化のためにも、害があつて利というものは一つもないと考へるのでありますが、どういふぐあいにお考へになつておりますか。

○内藤最高裁判所説明員 法廷は御承知のように公開されております。そこにおいて述べられました事柄あるいは裁判所の処分なり何なりが記録に正確に残るといふことは望ましいわけでありす。理想を申せば、法廷で行われたこと並びに言われたことがすべて最も正確な記録に残ることが望ましいわけでありす。従いまして速記であるとかあるいは録音機の利用ということが今後考へられるわけでありす。ただだいたいまお話のございましたように、それをどう利用するかということとは、これはもちろん別の問題でございまして、法廷におきまするそういった記録はできるだけ正確に残さるべきものと考へます。なお録音機の使用に

ついて法的根拠がないという御指摘でございますが、刑事訴訟規則の第四十条におきまして、録音装置を使用し人の尋問を録取させることができるという規則がございす。

○世耕委員 ちよつと関連して……録音機の話が出ましたが、私は裁判所で録音機を使うことは最も文化的だと主張した一人であります。最も進歩的である梨木君が録音機の使用に反対するということは何かの間違ひじやないかと思ひますが……

○梨木委員 今世耕さんからお話がありました。抽象的にそうおつしやるのは無理がないと思ふ。ところが今一体録音機はどういう事件に使われておるかといふと、政令三百二十五号違反とか、それから被疑者が共産黨員であるとか、そういう事件に限られてこれが使われておる。文明の利器といへども——原子力はまことに科学の最高の粹であります。それが人殺しの武器に使われるのと、それからわれわれの社會の文化的、平和的發展のために使われるのでは、これは違ふのでありまして、私はその点でこれを非常に問題にしたのであります。決してこれを一般的に問題にしておるわけではないのであります。

○内藤最高裁判所説明員 法廷は御承知のように公開されております。そこにおいて述べられました事柄あるいは裁判所の処分なり何なりが記録に正確に残るといふことは望ましいわけでありす。理想を申せば、法廷で行われたこと並びに言われたことがすべて最も正確な記録に残ることが望ましいわけでありす。従いまして速記であるとかあるいは録音機の利用ということが今後考へられるわけでありす。ただだいたいまお話のございましたように、それをどう利用するかということとは、これはもちろん別の問題でございまして、法廷におきまするそういった記録はできるだけ正確に残さるべきものと考へます。なお録音機の使用に

ざるを得ないのであります。ところが私は逮捕状や搜索状が出た場合に、これは非常に不当だということに当該裁判官の責任を追及しようという場合に、もう記録も何にもないというのであります。そこで裁判官のその責任を追及するにも非常に不便を感じるのであります。そこで逮捕状や搜索状を出してしまつたら、裁判所にはもう何も記録はないようなことを裁判官は言うのであります。裁判手続上どうなつておるのでありますか、伺いたいと思ひます。

○五鬼上最高裁判所説明員 逮捕状の発付の点であります。受付とかその令状の発布に関する帳簿は各裁判所にあると思ひます。どなた逮捕状を交付したかといふことはそれによつてわかると思ひます。

○梨木委員 逮捕状はその請求をしなければなりません。請求書には刑事訴訟規定の被疑事実とかそれから氏名とかいふ／＼要件があります。そういうものを全部書いて請求するわけでありす。請求した場合にそれをそのまま全部発行請求者に返してありまして、その控えが裁判所にないといふのであります。裁判所に記録を保管しておかないでは、これは非常に不便だと思ひるのであります。この点を伺いたしたのであります。つまり逮捕状や家宅搜索の令状を請求した場合に、裁判官はそれを許可しますと、その記録は全部警察官や検察官にもどしまして、裁判所には何ら記録がないといふのであります。これでは非常に不便だし、責任の所在を追及するのにも、今のうちに八百六十一箇所にわたつて一人の被疑者について令状を出したということになりま

す。これはきわめて問題でありまして、こういう点責任の所在を明確にするために記録を保存するやうな方法を講ずべきだと思ひますが、御所見を伺いたないのであります。

○五鬼上最高裁判所説明員 今の手続をいたしましては、大体逮捕状、搜索令状を求めて来る、その受付簿と、それから令状を交付した事件の当事者の名前を書いた令状交付簿が裁判所にございす。おつしやるやうな内容自体と同じような謄本のようなものは現在裁判所に保管してないと思ひます。

○梨木委員 ですからこれはぜひとも裁判所に——少くとも裁判官が人を逮捕するんですよ、人の居宅を搜索するんですよ。こういう重大な裁判をして、その裁判の記録が裁判所に保管されておらないといふことは、これは一体責任の所在がどうなりますか。こういうことでは、私は非常に今後人權の問題について重大な問題が出て来ると思ひますから、これは裁判所といたしまして、どうしても逮捕状なり搜索令状、裁判をなした資料一切は裁判所に保管するといふ処置をとるべきでないとと思ひますが、どういふように今後おとりになるつもりでありますか、御所見をお聞かせたい。

○五鬼上最高裁判所説明員 ただいまの御意見は十分拜聴いたしまして今後考究いたしたいと思ひます。

○押谷委員長代理 他に御質疑はございせんか。——他に質疑がなければ、これより討論に入ります。討論の通告がありますからこれを許します。田万廣文君。

○田万委員 私は日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題になつておりまする裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案に対しまして反対の討論をいたします。

その理由をいたしましては二つございまして、大体法治国家としては、裁判所の職能が遺憾なく發揮されるというところが一番望ましい状態であり、またそうなくてはならないと思ふのであります。この点から言ひまして、事件が非常に激増したために裁判所の事務が凝滞しておるといふ実情でもあり、今日日本法案が通過した場合においては、さらに裁判所の事務が凝滞に凝滞を重ねるといふ危険性を予見することができるとあります。その点につきまして、提案理由の説明にその片鱗を見ることができるとありまして、先ほど私から事務総長の五鬼上さんに御質問いたしました際にも申し上げた通り、提案理由自身においてこういうことが書かれてございす。裁判所に提起される各種事件は、全般的に依然増加の傾向にあり、しかも訴訟の促進が叫ばれておりますことなどを考慮いたしますと、裁判所職員の現在の定員は決して多きに失するものではない、言いかえるならば、手一ぱいであるぎりぎり一ぱいのところに行つておるのだ、切ることではできないのだという切実な意味がこにはつきり出ておるのであります。その次に「この際極力事務の簡易化、能率化を促進する」といふことが書いてありますが、これは蛇足的な文句でありまして、おそらく事務の簡易化とか能率化ということを進めると言ふが、これはなかなか容易ならぬことと思ふのでありまして、かような点から言つて、私は日本法案に反対をいたさなければならぬと思ふ

のであります。

それから次にもう一点の反対理由
は、本法案は、行政整理に便乗したよ
うな感しを多分に受けるのでありま
す。裁判所は、大蔵省の予算的措置に
対して、人権財産権の保護に欠けると
ころありとして断固その大蔵省の案に
対して反対すべきであつたと思うので
あります。遺憾ながら先ほど事務総
長のお話を聞きますと、どうも大蔵省
の案に歩調を合せたというふうと思わ
れる点があるのであります。この点
私は裁判所に対して非常に惜しむ。の
みならず本法案が実施せられずと
八百九十九人の職員の方々の首が切ら
れ、その家族のためにも、また裁判所
の事務運営がスムーズにやるといふ意
味からいっても、本法案は適当でない
と思うので、私は以上の点で反対をい
たしたいと思ひます。

○押谷委員長代理 田嶋好文君。

○田嶋(好)委員 私は自由党を代表い
たしまして本法案に対して賛成の討論
を簡単にいたしたいと思います。

ただいま社会党の田万君から反対の
御趣旨が述べられたのでございますが
が、私たちが、実はこれに對しては
は田万君のお考えのような考えを持た
ないものでもございせん。就職をし
て、それによつて一家をささえてお
ります人間が、そのかてを失うような條
件のもとに置かれなければならないとい
うことは、共同国民生活を営むわれ
われ一人一人にいたしまして、まことに忍
びないのであります。忍びないので
ございせんが、しかしわれわれが国家
生活というものを考えて、われわれの
国家生活に必要な施策、それが国家
の求めるものであるといたしますなら

ば、これはやむを得ないものだと思う
のであります。裁判所の事務の円滑な
運営ということば、ほかの国家の機
関よりも最も私たちが関心を持つ点で
ございせん。今回の行政整理によりま
して、その関心を持たなければならな
い裁判所の運営に支障を来すといはし
ますれば、私たちは断固反対せなければ
ならぬものでございせんが、国家
の要望に応じてやると同時に、今回の
行政整理が、裁判所当局のお答えのよ
うに、簡素化、簡易化によりまして事
務の運営には支障を来さない、そうし
てそれがよりよき能率化をはかる一段
階になるということになりますれば、
私はあえてこの行政整理に反対する必
要はないと思ひます。そうしただ意味
で、私は今回の行政整理に對しては
は、しかもそれが最小限度にとどめら
れたという意味におきまして、この
法案に對しては賛成の意思の表示を
いたすのであります。

○押谷委員長代理 梨木作次郎君。

○梨木委員 私は日本共産党を代表い
たしましてこの法案に反対するもので
ございせん。

反対の理由を簡単に申し上げます。
第一は、この法案の提案理由によりま
すと、事務の簡易化と能率化をはかる
んだというのをあげております。し
かしただいまの質問によつても明らか
なように、それでは一体裁判事務をど
ういうように簡易化し、どのように能
率化するかというこの具体案は、ほ
んどと裁判所は持ち合せておられない
のであります。この簡易化と能率化とい
うことが具体的に準備され、これが遂
行され、これと並行して、だから余つ
た人たちは減員するといふのならば話

がわかるのであります。いまだこれ
は構想の過程にあるのであります。し
かも現在の裁判所の機構というものは、
は、実際は非常によい、われわれ
から見まして何か必要ないように思わ
れる機構がたぐさある。またさうい
う人がいる。これを少しも整理し、減
員するといふような措置をとらないで
おいて、さうして突如としてさうい
うものが出来た。しかも私が最初指摘
しましたように、定員は二万四千三十
五人にふやすのであります。従来の九
千三百三十三人に一万一千三百二人ふ
やすのであります。これを私が指摘しま
したところ、実は従来の職員、用員を
定員の中に加えたんだ、こういうこと
を言つております。だからこの定員法
の改正は、どこにねらいがあり、どこ
に目的があるのか、さつぱりその根拠
が明白になつておらないのでありま
す。これは今田万廣文君が指摘したよ
うに、一般行政官吏の整理に便乗し
て、さうしてやらなければならぬから
仕方なく、形式だけ、体裁だけやると
いうように、やつて来たものと思はる
を得ないのであります。しかもこの
点、それでは一体この減員をしないか
と申しますと、やはり八百九十九人は
首を切るといふのであります。しかも
その首切りたるや、法案も指摘してい
るように、不利益な処分をした場合の
不服を申し立てる方法は、一切これは
許しておりません。これは切り捨てて
めんであります。こういうものをつ
りますと一体どうなるかと申します
ならば、実際は首を切らないのだ――
これは大体いへる資料から見ます
とさうらしいのです。しかしながら、
一面やはり首を切らうと思はば切れる

のだ、八百九十九人だけは切れるのだ
といふことを用意しておいて、しかも
不利益な処分をした場合の不服申立て
の方法をさへ認めておらない。これは
何に使うかと申しますならば、お前
たちは、いよく組合運動をやつた
り、上の方に文句を言つと、いつでも
大なたを振るぞ、これに使用するの
であります。さういふところに、裁判所
職員の民主的な諸運動といふものを弾
圧し、さうして一切は上の人命令に
奴隷的に盲従しなければならぬとい
うな、さういふ官僚的な、奴隷的な裁
判所機構をつくり上げようとするの
に利用される危険性があるといふこと
を、私は指摘しなければならぬと思
うのであります。

大体以上の観点から、私はこの法案
に反対するものであります。

○押谷委員長代理 討論はこれにて終
局いたしました。これより採決いたし
ます。本案に賛成の諸君の御起立を願
います。

(賛成者起立)

○押谷委員長代理 起立多数。よつて
本案は原案の通り可決いたしました。
なお本案の委員会報告書の作成につ
きましては、委員長に御一任を願いた
いと存じますが、御異議ございせん
か。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○押谷委員長代理 御異議がなければ
さようとりはからいます。

○押谷委員長代理 次に、法務行政に
関する件について発言の通告がありま
すから、これを許します。田嶋好文
君。

○田嶋(好)委員 私は、最近いよく

と世上で問題になつておりますとこ
ろの裁判所に対する脅迫、裁判を行つ
た判事に対する圧迫の行動等々の事柄
につきまして、御出席の裁判所並びに
政府に對して質問をいたしたいと思
うのであります。

私たちは、いよく講和條約の批准
も完了いたしました。やがて關係国の
批准を終了した上で、新しく平和なる
独立国家がここに生れることになるの
であります。その平和なる国家の獨
立と、特に民主的な平和を維持するた
めには、どうしても国家機構の中にお
きまして、司法権の独立と司法権の權
威といふものは、國民の絶対的の信
念として守り通さなければならぬ問題だ
と考へております。さうであります
に、最近治安に關係があります犯罪の
裁判にあたりまして、その裁判所を集
團的な力をもつて誹謗し、かつその裁
判に當りました判事の自由意思を、集
團的、策謀的行動によりまして圧迫を
し、さうしてその裁判の結果に對し
て、一つの独断的な方向を考へようと
する傾向が見られております。こ
う非常に遺憾とするのであります。こ
うした傾向が強くなり、これを放置し
ておくとことになりまして、最も公
正であるべき裁判官の公正が根本的に
くつがえされ、われわれが守り抜かな
ければならぬ司法権の独立と威信は地
に落ちてしまひまして、われわれの平
和なる国家、われわれの独立国家は、
ここにおいて破滅を見なければならぬ
と思ひるのであります。
最近治安に關係した事件といたしま
して、有名な三鷹事件、松川事件、人
民電車事件、武生事件等々、われわれ
が数え上げることのできないほどの事

件を体験いたしましたのでありますが、特に松川事件につきましては、その事件の裁判長を勤められた長尾判事に對しまして、共産党の組織員である共産黨員、並びにこれと関連を持つと考えられるところの諸団体及びこれと関連を持つて動いていてと考えるべき諸外国より、いろいろと、その判事の自由意思に對する彈圧、またこの裁判長の下した判決に對する強断的な一定の方向を与えようとする惡辣なる行動が展開しておりますことは、あまりにも事実のことでございます。この長尾判事に對しましては、私の調査によりまして、裁判が開始されましたから今日に至るまで、三百通に達するところの脅迫状が舞い込んでおります。また諸外国より、特に中国、満洲あたりの地に住むところの人々から、長尾判事に對して同様な脅迫状が舞い込んであるのでもあります。またソビエト国家と同一の思想に基づく政治をやつてゐる國として私たちが想像をいたしておりますチユニス、アルバニヤ、ブルガリヤといった國家等々からも、この裁判の結果に對しまして、同様な方向を持つところの書面が届いてゐるのであります。こうしたことに對しまして、私たちは大きな関心を持たなければならぬと思つておりますが、特に、この長尾判事に對するところの書面の内容——三百通に達するところの書面でございますから、一々これを読み上げることはできないのでありますが、ほとんどの書面というものは、内容は同一にいたしてござりまして、一つの指導機關のもとに指導の方法が与えられて、その指導の方法に基きまして、この書面が書かれたと考えられるような、ほとんど同一と申し上げてもはばからな

いところの文書が構成されてゐる。たとえば判決の取消しを一樣に要求してゐる。それから自分たちは愛國少年、愛國青年、愛國人民と言つてゐる。そして裁判をした裁判官に對しては、売國奴、反動の手先、ウオール街の金融資本家の走狗、良心を売つた者、こういうような同一的な言葉が使われまして、書面が出されております。してみると、これはどうしても先ほど申し上げましたように、各人が自由意思によつて行動したものではない。書面の同一内容からいいますと、どうしてもこれは何かの機關によつて指導方針が確立され、その指導方針が各地区に指令され、その指令のもとに文書が發送されて、故意にこの裁判の結果に對して彈圧を与へ、そして先ほど私が申し上げましたように、強断的な意思によつて、その強断的な意思に方向づけようとする努力が見られる。そうして公正であるべき裁判が、公正でないといふような結果に陥らしめようとする行動であるとしたか、われ／＼は考えることができない。こうしたことにつきましては、第一に、この長尾判事の事件はあまりに公知でございますから、これは今私が申し上げたことでござりますが、こういうした同類の事実が、治安關係として裁判されました他の事件において、実例があつたかどうか、あつたとすればどんなような実例が具体的にあつたか、これを裁判所の當局にお伺いをいたしたいと思ひます。

○五鬼上最高裁判所説明員 ただいま田嶋委員からの御質問に對して、事實をお答えいたします。この長尾判事に對する脅迫状は、田嶋委員も申されたような次第であります。なおこの長尾判事を罷免せよ、あるいは長尾判事の判決を取消せよといふようなことは、最高裁判所の方にも、先ほど来田嶋委員が言われたようなかつこうで、たとえば中共とかあるいは滿洲方面から、電報、書面等々参つてゐる事実がござります。このような集團の事件は各地にありまして、いろいろ大勢で裁判所に對して保護を要求するとか、それから法廷闘争と稱して、いろいろな方法をもつて集團的に裁判所の方へ要請をする事實は、各地にござります。ただいま遺憾ながら他の事件の資料を私は持合せがないので、具体的には申し上げられませんが、さうな事實はござります。

○田嶋好委員 それでは私は具体的に一つ一つ伺ひたいと思ひますが、三鷹事件につきましても、三鷹事件の裁判中に、松川事件の長尾裁判長に對すると同じようなこうした行動が、外部団体並びに個人からとられたことがあつたかどうか。それからこれも同様であります。横濱の人民電車の裁判、これに對してはどうであつたか。それから福岡の武生の事件に對してはどうであつたか。これらを具体的に承りたい。具体的な内容を知らなくても、あつたかないか、どの程度のものがあつたか、その程度のことだけつこうであります。

○五鬼上最高裁判所説明員 三鷹事件に對しましては、これは私の記憶であります。さうな各方面からの集團的脅迫の書面が来たといふことは、聞いております。

○田嶋好委員 第二に、私は長尾裁判長に對するこうした行動によりまして、長尾裁判長はすっかり心身疲勞いたしました。病氣になつたと承つておるのであります。こうした行動に對して裁判所はどういうような対策をおとりになつておりましたか。それをひとつ承りたい。

○五鬼上最高裁判所説明員 事は裁判に關することになりますので、十分御質問に満足するようなお答えはできるかどうかわかりませんが、大体かような事件に對しましては、その治安の方面の檢察庁あるいは警察とも連絡をとることもござります。そのほか警備要員を配置するというようなことをして、大体取扱つておりますが、何と申しましても、いろいろ新しいいわゆる法廷藝術といふようなものが出て参りますので、非常に大きな事件においては相當審理が長引き、従つて他の事件のために影響を及ぼすといふような事態が、發生いたしてゐることがござります。

○田嶋好委員 五鬼上事務局長のお答えまことに抽象的で遺憾な点がありますが、実は私も詳しく申し上げると、御存じの通り長尾裁判長に對しましては、絞首台上で裁くとか、斷頭台が待つてゐるとか、その人に對しては心身ともに疲勞するやうな文面が、脅迫に用ゐられてゐる。これはあとで法務當局にも聞くのでありますが、これに對しまして裁判所はあまりにも冷淡で、何ら対策を講じてない。こんなことでは國家の公正であるべき裁判が守れるはずがない。裁判に對する非難が世間ではいろいろ沸いてゐる。さういふことがお耳に入つてないことはないと思つてゐますが、もう少し裁判所は真剣にこうしたものに對しましては、そうした關係者と強力な連絡をとつて、具体的に裁判官の身の保護を考へるという措置をとつてやらなければ、今後の非難なり治安問題に對しましては、安心して裁判官がその職につくことはできないと思ふ。いまだ少く具体的な対策が考へられたものがないかどうか、承れますればまことにけっこうだと思ひます。

○五鬼上最高裁判所説明員 私どもの聞いております範圍では、長尾判事に對しましては、各地から電報、書面等で、田嶋委員の申されるやうな脅迫的な文書が、たくさん参つてゐる事實は承つております。これに對してどういふ対策を講じておるかといふことになりましたが、事は裁判の問題と関連いたしますが、裁判の方としては、その警備方法を講ずる、あるいはその他治安方面の官庁と連絡をとつて遺憾なきを期してあります。ただ長尾判事は名譽毀損で、これは個人としてでありまして、檢察當局に告訴をいたしてゐる。○田嶋好委員 現在の対策をいたしましては、私はまだ不十分だと思ふ。もう少ししっかりした対策をお立てに

なる必要があると思うのです。そこで
お聞きいたしますが、こうした問題に
対して、今後はやはり国際情勢の変化
とにらみ合せますときに、私たちはこ
うした問題がたゞさん起きて来る、こ
ういふように想像いたすのであります
が、こうした問題に対して、今後はい
かなる対策を講ずればいいのか、どう
いうように裁判所は対策を講ずれば、こ
うした問題に対して、うまく安心して
裁判官が裁判できるようにするか、こ
のお考えを承りたいと思います。

○五上最高裁判所説明員 事は運営
の問題と立法の問題になると思ひます
が、運営の方面では、法廷の警備、法
廷の設備等について、いろ／＼／＼ふ
をして行く必要があると思ひますが、
何といたしまして、法廷において大
勢の事件の審理にあつては、いろい
ろ騒ぐことがあります。かようなもの
に對しわれ／＼／＼としては、司法行政
の面から考えまして、やはり法廷侮辱
罪というやうなものが必要であるとい
うことを痛感いたしておるやうな次第
であります。

○田嶋(好)委員 裁判所といたして
は、これはその程度でやむを得ない
と思ひますが、今後の対策は法務府と御
連絡の上、十分なる対策を講じていた
だきたい。これはあとで法務府にお
伺ひいたす点であります。そうして
いたしたいと思ひます。

次に長尾判事は、こうしたたゞさん
の脅迫状によりまして、心身ともに疲
勞いたして、松川事件の判決後は、そ
の職につくことができなかった、こ
ういふように私たちは聞いておるのであ
ります。これらの状況がおわかりに
なつておりますれば、少しくこまかく

お話を願ひたいと思ひます。なお長尾
判事の心身のこうした疲勞、神経衰弱
とでも申します。これはある人に言
わせまして、特に共産党あたりからで
あります。長尾判事はそうした脅迫
によるものでなくて、自分の判決が良
心的でなかつたために、非常に自分の
良心の呵責に悩まされて、こうした病
氣になつたやうなデマが飛んで
いる時期でありますので、この点をひ
とつお話を願ひたいと思ひます。

○鈴木最高裁判所説明員 長尾判事
は、松川事件の終了後健康を害しまし
たので、そしてたゞ田嶋委員から
御発言がありました通り、多数の脅迫
状が内閣のみならず外国からも多つた
やうなわけでありまして、健康のこ
とと、実は裁判所の方としては、万
一長尾判事に危害が加えられるやうな
ことがあつてはならないやうなことを考
へまして、多分ことしの三月だつたと
思ひますが、名古屋に長尾判事は転任
したのであります。そして名古屋で静
養しておつて、その結果心身が回復し
まして、六月の末ごろか七月の初め
ころから、名古屋の高等裁判所で執務を
して、現在にはさめて健康で、元
氣はつたやうな状態であるやうです。そ
れで今度名古屋へ参りました。再び脅
迫状が本人のもとに集まつており、毎
晩一時間おきに電報が来て、夜も眠ら
れないやうな脅迫にあつておるのであ
りますけれども、本人はさめて元氣
であります。周囲の者が、何なら家
庭裁判所あたりの事務にでもかゝつた
らどうかというやうなことも言われて
いるのに対して、いや今さういふこと
をすると、こゝういふ一部の者の脅迫が
効を奏したというやうな印象を与える

ことが、裁判の運営上きわめておもし
ろくないから、自分は現在のポストで
けつこうだと言つておるくらいで、き
わめて元氣旺盛で現在にはやつており
ます。

○田嶋(好)委員 裁判所に対して
はこの程度にいたしまして、次は政府
に對して同様な内容におきましてお伺
ひいたしたいと思ひます。きようは法
務總裁がおいでくださいますやうで
ございますから、その他の政府委員で
けつこうでございます。実はこゝうした
問題は、先ほども申したやうに、今後
頻々として起ることが想像されるのであ
ります。実を申しますと私自体にも、長
尾判事はどてはございせんが、最近
脅迫が参つております。私には参りま
せんが、私の家族に對して、お前のう
ちを焼打ちしてしまふ、田嶋好文だけ
を殺すのではない、田嶋好文の家族を
皆殺しにする、こゝういふやうなことを
言つて盛んに電話で脅迫が参るので
あります。そこで私自体もあまり氣持
はよくございせん。こゝういふやうな
ことであります。これはその当事者
はけつこうなんぞございせんが、なか
なか最近共産党は戦術をうまく使ひわ
けてまして、決してわれ／＼／＼とき者は
おどしません。かゝるいふ妻子をおどし
て、そして夫の行動を牽制するといふ
やうな(共産党とは何だと呼ぶ者あ
り)共産党で悪ければ、共産黨員と申
しまししょう。こゝういふやうなことにな
つております。これは梨木君に申し上
げますが、共産党と名乗つて私のうち
に電話をかけておりますので、ここに
はつきりと速記録に残しておきます。
こゝういふやうなことでありますので、
この点につきましては、われ／＼／＼はそ

うした治安關係に今後携わる國家の人
間すべてが體驗しなければならぬこと
と思ふ。それでこれに對しては、相当
國家も大きな關心を持つて対策を立て
てもらなければ、今後の治安維持の
確保は非常に困難になる、こゝういふ
うに思ふのであります。従ひましてこ
の長尾判事の事件を中心にしてお聞か
せ願ひさればけつこうでございせんが、
こゝういふ悪辣な集團の脅迫に對しま
して、長尾判事の場合、法務府はいか
なる処置をおとりになりますか、これ
について具體的な実例を示してお答え
を願ひたいと思つております。

○草鹿政府委員 公正なるべき裁判の
結果を左右する目的をもちまして、た
だいま仰せになりましたやうな集團的
な威力で、あるいはその他の彈圧もし
くは不当な行動、脅迫、こゝういふた
やうなことをやるということは、申すま
でもなくまことにふちなことでござ
います。私はただ現在の日本の裁判官
は、こゝういふやうなことで裁判の結果
を左右されるやうな人は、おそ
らくないだらうと思ひますが、われわ
れ檢察の面から考えますと、裁判官は
大丈夫であるからといつて、これをこ
のまま放置するわけには行かないので
あります。ただ先ほど御指摘になりま
した、チユニスとかその他の外国から
の脅迫状につきましては、これはわれ
われ法務府といたしまして、何ともい
たし方がございせんが、日本国内に
おきますそれらの事柄につきまして、
いよいよもそれが名譽毀損あるいは暴
罪を構成する嫌疑があります限り、嚴
重に檢察を勵行して行きたいと思つて
おります。裁判官のみならず、一般の

人民の方々におきまして、このやう
な不法行為があるおそれがございま
すれば、いつでもこれは關係官庁に御連
絡くださいますれば、万全の警備をや
つて行きたい、こゝう考えております。
先ほどから具體的な問題になりまし
た、長尾判事につきましては、先ほど
來お話をいたしました通りの脅迫のやうな
事実があるやうでございせん。これに
對しまして檢察當局といたしましては
より／＼／＼搜查を進めていたのでありま
すが、今月の六日に長尾判事から名
譽毀損の事実について告訴状が提出さ
れました。同日名古屋の檢察庁から裁
判所に令状を求めまして、七日に被疑
者の逮捕及び押収搜索をやつたといふ
報告を受けております。被疑者は現在
のところ四名逮捕したといふ報告を受
けております。

○田嶋(好)委員 名古屋におきまし
て、四名の被疑者が逮捕せられたこと
は私も聞きました。この名古屋に來る
前に福島におきまして、福島におつ
たはずでございせんが、福島におつた
當時は、名古屋よりもつとはげしく
脅迫を受けたやうに私も承つており
ますが、その當時はどういうやうな対
策を講じておりましたでしょうか、こ
れは檢察されておらないやうですが、
それを承つておきたいと思ひます。

○草鹿政府委員 福島におきまして
の事柄については檢察の事實はござい
せん。

○田嶋(好)委員 搜查はいたしてお
つたのでしょうか。

○草鹿政府委員 もちろん搜查はや
つておりました。

○田嶋(好)委員 実を申しますと、こ
れは御存じでございまいしょうが、こ

したことは検査されないんだ、こうし
た行き方で今まで検査されたことはな
いんだということを言いつらして
いる。彼らはこうしたことがお茶の子
さいで日本の政府を、こうした方法
についてはもう検査されないというの
で、なめ切っているような形がわれ
れには見られるのであります。今度は
たまたま／＼名古屋におきまして、総力を
結集したために、四名の人を検査する
ことができたのであります。こうした
ものが先例上あまり検査されていな
いということに対して、われ／＼非常
に対策の不十分なる不安を感じるも
のでございますが、これに對しまして何
か特殊な考えを持ち、また特殊な対策
を立ててやらなければいけぬという
やないか、こうわれ／＼は考えており
ます。政府はこうした問題に對する
検査の実例からいたしまして、どうい
うな対策を立てようとしたのであり
ますか、また立てたらいという構想
をお持ちになつておれば、その構想
もけつこうであります。これを承り
たい。さもないともう彼らの行動を
隠さすだけでありまして、決して言葉
の上で表わしてみたり、新聞紙上に載
せてみる程度では、これはとても根
を断つことができない。また彼らはそれ
をよく知つて、これが一番いい方法で
効果的だ、これは穴だ、これをねらつ
てやつておる、これははつきりいたし
ております。どうかひとつお答えを願
いたい。

す。われ／＼といたしましては、この
名古屋の具体的な事件の急速な捜査
と、これの処置を通じて、今後予
想されるべきこの種の事件について、
急速に万全なる具体的な対策を立て
たい、こう考えております。

分なる証拠がある。鑑定の結果文書も
一致してゐる。起訴は絶対なものであ
るが、まだ起訴されてない、こう承
つております。しかしまだ確実にお知
りにならないればやむを得ないのであ
りますが、私たちの承つたところでは、
そうなつておるのであります。そ
こで私はこの長尾判事の事件を通じて
したこうした一連の行き方を持つ事件
の背後関係というやうなものを一応考
えてみなければならぬ——考えてみな
ければならぬではない。考えてみな
いことは対策が立たない、こう思いま
して、お聞きするのであります。こ
の長尾判事を中心とした一連の事件、
これに類似する事件というものは、背
後にはどのような者がおつてやつてお
るかと政府はお考えになりましたか。

が、ことにこの種の事件におきまして
は、この犯罪のよつて来りますところ
の、いわゆる背後関係と申しますか、
その点まで捜査を進めて明瞭にするこ
ういうことは犯罪捜査の常道でござい
ますので、おそらく名古屋の検査担当者
におきましてその点に十分考えを用
いて捜査を進めておる、こう存じま
す。ただ今日までわれ／＼報告を受け
ております限りにおきましては、はた
してその背後にどういふ団体、もし
は力があるかといふことはまだ明確
にはわかつておりません。今までにわ
かつておりますのは、先ほどお述べに
なりました通り、被疑者の一人の加藤
正一が昭和二十三年に日本共産党に入
党して、名古屋市委員会に所属してい
る、この事実と、他の三名がこの加藤
の同調者であるという事実は判明して
おります。他の点につきましては目下
捜査中でございますので、今日お話し
る段階には至つておりません。

ひん／＼として起るものと思ひます。
政府の答弁といたしましては今の答弁
でやむを得ないと思ひますが、事実が
すべて示してあります。これは共産党
と離して考えることのできない行動で
ある、こう断ぜざるを得ないのであり
ます。物的証拠があり、その者がすべ
てそうした機関と関連を持つというこ
とが現れております以上は、十分御
注意をくださいます。この種の事件
の根絶をはかり、国家治安の確立に、
政府においても万端漏れなきを期して
まいりたいと思ひます。特に司法権の
独立が傷つけられ、司法権の威信が失
するといふことをわれ／＼は非常な
それをもつてながめるのであります。
どうかよろしく御対策をお立てくだ
さるようお願いいたします。

田嶋(好)委員 名古屋の事件による
検査者は私が承つたところによりま
す。浅野見盛、これは青年共産党の
把持の責任者、それから藤田一、
これは正式の共産党員ではないので
ございますが、まあ共産党員と見るべ
き部類の人である。それから加藤正一、
これは共産党員でございます。相当労働
関係で活躍している人だと承つてお
ります。それから三輪清、これは届出の
共産党員ではないのであります。やはり
相当共産党の分子として活動している
やうに承つておりますが、これは事実
かどうか、承りたいと思ひます。

田嶋(好)委員 名古屋で検査され
た事件は、今どういふ段階にありま
しうか。起訴されましたしうか、不
起訴になりましたしうか。どうい
うやうなお見込みを立てておられま
しうか。

田嶋(好)委員 名古屋で検査され
た事件は、今どういふ段階にありま
しうか。起訴されましたしうか、不
起訴になりましたしうか。どうい
うやうなお見込みを立てておられま
しうか。

田嶋(好)委員 この具体的な事案に
つきましては、捜査中でございますが、
私のお答えができませんと思ひますが、
今申し上げましたように、参つてお
る手紙がすべて共産党を中心としたも
のであるといふことははつきりと思
ひます。共産党に關係を持たない者、共
産党外の人から手紙が来ないといふこ
とも事実なのであります。そのこと
につきましては御確認いたしたのでござ
いましょうか、いたさないでございま
しょうか。

田嶋(好)委員 目下捜査中ござ
いますので、今日ここで申し上げかね
ます。

田嶋(好)委員 一般の犯罪捜査とい
たしまして、もちろんであります

田嶋(好)委員 この種の事件は今後

田嶋(好)委員 目下捜査中ござ
いますので、今日ここで申し上げかね
ます。

田嶋(好)委員 この種の事件は今後

田嶋(好)委員 目下捜査中ござ
いますので、今日ここで申し上げかね
ます。

田嶋(好)委員 目下捜査中ござ
いますので、今日ここで申し上げかね
ます。

田嶋(好)委員 目下捜査中ござ
いますので、今日ここで申し上げかね
ます。

田嶋(好)委員 目下捜査中ござ
いますので、今日ここで申し上げかね
ます。

田嶋(好)委員 目下捜査中ござ
いますので、今日ここで申し上げかね
ます。

田嶋(好)委員 目下捜査中ござ
いますので、今日ここで申し上げかね
ます。

田嶋(好)委員 目下捜査中ござ
いますので、今日ここで申し上げかね
ます。

田嶋(好)委員 目下捜査中ござ
いますので、今日ここで申し上げかね
ます。

田嶋(好)委員 目下捜査中ござ
いますので、今日ここで申し上げかね
ます。

田嶋(好)委員 目下捜査中ござ
いますので、今日ここで申し上げかね
ます。

田嶋(好)委員 目下捜査中ござ
いますので、今日ここで申し上げかね
ます。

田嶋(好)委員 目下捜査中ござ
いますので、今日ここで申し上げかね
ます。

田嶋(好)委員 目下捜査中ござ
いますので、今日ここで申し上げかね
ます。

田嶋(好)委員 目下捜査中ござ
いますので、今日ここで申し上げかね
ます。

田嶋(好)委員 目下捜査中ござ
いますので、今日ここで申し上げかね
ます。

田嶋(好)委員 目下捜査中ござ
いますので、今日ここで申し上げかね
ます。

います。

○草鹿政府委員 脅迫罪並びに名譽毀損罪の被疑事件として捜査を進めたこと聞いております。

○鑑治委員 裁判の威信を害するといふ犯罪に対して、いわゆる法益を守るためにほかに何か考えつきませんでつか、何か方法はありますか。

○草鹿政府委員 現行法上はちよつと考えつきませんで。

○鑑治委員 私はこれは前提としてお聞きしたのですが、私最も重視すべきものは外国からの脅迫だと思ふ。およそ司法権の独立及び裁判の独立ということは、世界の法治国にある大原則であらうと思ふ。しかるに外国から日本の裁判に対する批判をし、もしくは裁判の結果を動かそうとするようなものが来ることは、国際法上重大なことだと考えるのであります。先ほど長官は外国のことはやむを得ないと言われたのですが、これはやるやれぬはあとにして、かようなことが外国から来るということとははなはだけしからぬことだと考えておられるかどうか、まずそのことをお聞きしたい。

○草鹿政府委員 外国のことはよくわかりませんが、現行法上考えられますことは、これはまことにきつかつのようになつて申訳ないのですが、場合によりましては、間接正犯というやうなことが考えられるのじやないかと思ふ。しかしこれは單に法學上の理論だけでございませう。

○鑑治委員 私は外国人に何の犯罪といふことよりは、世界全体が裁判といふものは尊嚴なものであり、威嚴を保つべきものであるといふことは法治国の原則だと思ふ。これに対して外国だ

からといつてやつていいものかといふことはなかつたと思ふのだが、かようなことが外国から来るといふことははなはだけしからぬと思つておられるのか、外国だからやむを得ないと思つておられるのか、お聞きしたいのはそれです。

○草鹿政府委員 私がやむを得ないと申ししたのは、法律上取締りの観点からしてやむを得ないと申し上げたのであります。

○鑑治委員 これは検察庁側としてはそうかもしれませんが、裁判所側では今私の質問したようなことに對してどういふお考えをお持ちになつておりますか。

○五鬼上最高裁判所説明員 かような脅迫的なものが外国から来るといふことに對しては、裁判所としては直接にどうするといふことは考えておりませんが、検察当局やその他捜査取締り当局に連絡をするといふ処置を現在のところではとつております。

○鑑治委員 捜査権上それは相当問題があらうと思ひます。それから現在まだほんとうに独立になつておられぬからといふこともありましようが、それなら独立になるのを待つてからでもいいが、こゝういふほかのことと違つて裁判に對して何らかの措置を講じてしかるべきものだ、私は国際法上から考えてもさうあるべきものかと思ひますが、これらの点は實際国際法上何もないと思つておられるのか、現在では独立してないからやれぬといふのか、これは重大なことだと思ふ。

○五鬼上最高裁判所説明員 独立しておるから、してないからといふことでなく、かような事件が最近に起つて來たのは事實でありまして、この点につ

いてはわれ／＼最高の事務当局としてそれについて何らかの対策をしようといふことで目下考究中でありまして、具体的に立案をいたしてありません。

○鑑治委員 考究中ならつてこうですが、これは何か言はずにはおれぬと思ひますから、検察当局においても御研究をお願いしたい、裁判所はなおさら御研究の上、日本の国威に關することでありまうから、しかるべき手段を講ぜられんことを希望して私の質問を終ります。

○押谷委員長代理 田嶋委員の質問に關連して梨木委員から發言の通告がありますが、ただいま京大事件について京大大学長がお見えになつて、その時間が四時半までと限られておりますので、梨木君の質問は後刻にお願ひをいたしまして、京大事件につきましても調査を進めたいと思ひます。梨木君よろしうございませう。

○梨木委員 後刻というのは今日です。ね。

○押谷委員長代理 次に檢察行政に關する件について調査を進めたいと思ひます。京大事件につき、この際お諮りをいたしたいと思ひます。服部京大大学長を参考人としたし、参考意見を聞き取りたいと思ひますが、御異議はございませうか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○押谷委員長代理 異議なければさよう決定いたします。京大大学事件につきましても、佐藤委員より質疑の通告があります。佐藤昌三君。

○佐藤委員 過般の京大事件については、国会においても重大な関心を持つておる次第であります。先般文部大臣

からも一應調査の上に報告を承るようになつておつたのでありますが、幸いに服部学長が當法務委員会にお見えになつたので、その後の調査の結果の概況をあらかじめこの際お伺ひしておきたいと思ひます。

○服部参考人 お答えいたします。その後とおつしやる範圍はどこでございませう。

○佐藤委員 あるいは時間的に限ることとが事件の性質上無理であると思ひますから、概況として初めから今日までの経過を大要お伺ひしたいと思ひます。

○服部参考人 御承知の通り十二日に陛下の行幸を仰ぐことになりまして、その御通路の整備につきましては、でき得る限り全力をあげて大学当局の者がやる。しかし手不足のおそれがあればというので、警察から十数名の応援を得て整備に當つておりました。その少し前に何がしかの不穩の形勢は看取できないではありませうでしたけれど、われ／＼教育者としては、あくまで學生を信用するといふ立場を生命としておりますので、ことに日本人である以上は、幾らがさ／＼言うておつても、いざとなれば、これは陛下に對する適當な敬意を表するのとにかく信じつておつたわけでありまして、しかし警察当局としましては、万一の場合をおもんばかつて教回合せをいたした結果、今申したような現場の警備はその程度でありましたが、万一をおもんばかつてごく近い距離のところ

に、一定の警官の準備をしてもらつておりました、万一のとき大学から要請すれば時を移さず応援に行くといふ建前でお迎えしておつたのであります。

ちようど予定の通り午後一時二十分、お車は無事に玄關先にお着きになりまして、私が御案内申し上げて所定のところへ御安着になりまして、引続いて各学部から一名ずつ代表者が出まして、専門的研究の一端を御説明申し上げました。大学御滞在の時間は、予定は四十分でありましたが、陛下の御興味をお引き申したと見えまして、いろいろ熱心な適切な御下問もありましたし、説明に時間がやや延びまして、終りましたのは予定の時間を十一分超過しまして、結局お帰りの玄關にいられたのは二時十二分でありました。そのまゝお車は支障なくお歸りになつたのでありますが、そのときに、私御先導申し上げて玄關へ出たときにふつと私が氣づきましたことは、整列は非常に整然としておる。しかし第一線の人々は警官隊がつくつておつた。これが非常な初めと終りの違いでありまして、結局陛下にはつづがなくお着きになつて無事に御出門になつたのであります。

あとでその警官隊の入りました様子を現場におつた者からいろいろ報告を受けましたが、その実情は次の通りであります。お車が着いて、陛下がお出ましになりますと、間もなく一隊の者が列を離れて押し出して参つて、からのお車をとり巻いて、平和を守れとか、私はよく知りませんが、そういう歌を歌つてちよつと氣勢を上げておつたのであります。その人数は、的確な数字はわかりませんが、またそれに参加してゐる學生は、本學の學生もおつたし、ほかの學校の學生もおつたと聞いております。なお學生だけではない、子供まで入つておつたといふやう

なことでありまして、はたしてそこへ集つた者が、みな何がしかの共通の意図を持つておつた者ばかりとも思えない。群衆心理に引かれて来た者もあつただらうと思ひます。しかしその人数は的確なことは申し上げ得ないのであります。そういう実情でかなり混雑しておつた。そのうち定刻二時も近寄つて来たし、このままおれば、あるいはお車が進まれるにも支障を来すおそれを感じましたので、大学当局から市警の方へ応援を頼むというのを要請したのであります。そうすると、用意しておりました一隊の警官が入つて参りまして、初め申したような人がきをつくつて、通路は完全に整理されたという状態であります。

これにつきまして、善後処置を連日連夜各学部長が集まりまして協議して、大体の方針としましては、当日に限らず、こういうふうな風潮をかもして来た一部の責任として、かねて京都大学の学生の自治会として認めておりました同学生会があるものであります。まずこれを解散すること、この組織の責任者を処罰すること、それから大学としましては、将来ますます学生の補導を完全にするために、補導機構を改革する、拡張する、充実にする、もう一つは、時を移さずに学生にもつと健全なる本来の趣旨に沿うた自治団体の結成を促しております。今日までのところで、学生の動きとしましては、この同学生会解散、それから責任者の処罰ということについて、ぶつぶつ小言は言うておりますが、正面切つて特にこうという働きはしてありません。それよりもつと顯著な学生の現われとしましては、かなり自粛の情が

現われております。その一、二の例をとりますと、この同学生会なる団体の事務所が学内に貸し与えてあるのです。それを一定の日までに明け渡すようにというのを申ししたのであります。それが、それに従つて、その通りきれいに清浄を以て渡してあります。それから十七日の日に、以前から企てておつたものであります。平和学生大会を催すというのを執拗に十二日以後も申し出ておりましたけれども、この際そういう会を持つことは穏やかでない、もつと自省するがよろうと指導いたしましたら、その通りに従つてその大会は不法には開いておりません。なおもう一つ原爆展なるもの、これも大分以前から十二日の事件前から申しおつたものであります。十五日から十九日の間に開きたいと言つておりました。が、ただ彼らが希望しておりました会場がやや不適当である、授業があるのに——一定の講堂であります。それを借りたいというのを申し出ておりました。これは授業のさしつかえになるから、また外部からも人が入つて騒がしくなるから、この会場はおもしろくない、それよりもほかの学生会集会所があるというので、そこでやるのが至当であろうというように指導しておつたのですが、十二日の事件以前はどうしても会場変更ということには承服しない、執拗にやはりその会場で開くことを申し出ておりましたが、あの事件以後この原爆展はやらないという状態になつております。これらは一、二でありますが、各自の気持はおそらく自粛しておるものと思ひます。また一般学生

——善良という言葉を使つたら語弊があるかもしれませんが、一般の学生も、あれはどうも一部の学生の行き過ぎである。けしからぬというふうな空気はみなぎつて来ておる状態でありまして、引き続き当日のことにつきましての調査、これは現在進行中であります。なおそのほか補導機構の拡充ということにつきましても、私の不在中も皆に依頼して進めております。また現に今日やつておる大学長会議の議題の一つにこれは以前から組まれておつたものであります。が、学生厚生補導の機構問題というところについて、ただいまも熱心にやはり研究しつつある状態でありまして、将来再びこういう不祥事のないことを希望します。

結論といたしまして、今回こういう事件を引き出したことについては、国民全体に対してまことに相済まないと思ひ遺憾の意を表する次第であります。

○佐藤委員 結局京大事件の実体は、一部の学生運動であるというふうに承知してしかるべきものか、あるいはまた外部と何らかの連絡のもとに行われた、一種の政治的意図を持つた暴動であるというふうに考えべきものであるかどうか、その点についての総長の御感想も承つておきたいと思ひます。

○服部参考人 お答えいたします。これはなかなか難問であります。実は私も判断がつかないところでありまして、外部からの働きがあつたであらうかというところは、皆さん同様に私も想像はできますが、実体はまだ今日のところではつかみ得ない状態でありまして、

○佐藤委員 同学生会が解散され、また同時に何人かの学生が検察当局に檢舉されたというように承知してあるのではありませんが、その点はいかに現在相なつておりますか。

○服部参考人 この件につきまして学生が檢舉されたということはまだ聞いておりません。私はきのう立つてこちらへ参りましたが、それまでにはそういうことを聞いておりません。また京都からも通知は受けておりません。実は今晩の五時に京都と打合せをし、善後処置について懇談するつもりで準備しておるものであります。そのときにあるいはそういう報告があるかもしれませんが、聞いておりません。

○田嶋(好)委員 ちよつと関連して……外部との関係があつたかどうかというところについて、確信がないというお答えでございますが、私たちの承るところによりますと、京都大学の記念祭——天皇陛下の行幸になられまして、前日にちよつと前に開催すべきであつた例年の記念祭を中止して、天皇陛下の行幸される日に開催することを大学当局に申し込んだ。そこで大学当局と申し込んだ学生との間にいざこざが絶えなかつた。それからいよいよ、行幸前におきまして、例の水谷代議士宅の襲撃事件が京都で起きています。外部との連絡のもとに、同じ学生が、関連あるべきと認められるところの行動に出るおそれがあります。こうした点から考えますと、あなたが大学の学長といひまして、当然にこれは外部との関係を考えられることだと思ひのでございませうが、そうした点をお認めになられ、お知りになられておるかどうか、お知りになられておるとすれば、当然に外部との関係を考へて、対処しなければならぬのだと考えるのであります。

○服部参考人 お答えいたします。話が長くなりますから、そのことは抜きまして、十一月一日から四日までで大学の催す文化祭といたしまして、この間は授業を中止して、学生がいち／＼な文化活動をするのを奨励し指導して来ておつたのであります。ところが今度学生は、一日から四日ではどうも準備がでないというところで、もつと延期してほしい、つまり日をずらしてほしいということは、前から申し出ておつたことは事実であります。その理由としては、ある程度もつともなところもあるのではありません。すなわち今度は学校制度がかわりまして、新制の学生が半分ほどおりますが、これらは一年の授業の期間を二つにわけまして、前期後期というようにわけ、ちよつと前期の終り、前期の試験の期間が十月の中ほどまであつたわけでありまして、それでい／＼な、たとえば演劇をやるとか、運動競技、クラス・マッチをやるとか、いろいろなことにつきます。でも、どうもこの間準備の期間が短かから、延期してほしいというのを承知しておりました。これは特別の意図があつたかどうかというところは、私は確信が持てません。一つそういうのはつきりした理由を申し上げておきますので、あるいは明年からはそういうことをしん／＼とく／＼して、記念祭の期日も協議の結果変更するのが妥当かもしれぬというところを、現在は私自身は考へておるくらいであります。

それから水谷氏の邸宅に投石をして乱暴を働いたということも事実であり

ます。だがしたかわかりませんが、事実であります。これは十一月七日の午後三時ごろのことです。京都市の全官公です。それが市行進をやると、それに学生も参加したいというので、公安委員会に申し出ておつたのでありますが、結局のところこういう許可になりました。京都大学の学生は、京都大学から立命館大学までは、立命館大学から労働会館まで行つて、立命館大学から労働会館まで行つてよい、ということ。公安委員会から許可になつております。だからわれ／＼の方の補導部の者があつて行きました。とにかく労働会館までは学生団体として入ることが認められておる。この間無作法のないようにということ指導し、つて行つております。それからあと、労働会館から円山公園までは、全官公の行動範囲でありまして、それは学生に対して許可されてないものであります。だからわれ／＼といふにしても、これは学生団体として行つたものでなしに、二、三、あるいは二、三十人もしくは個人として参加したものと認めるよりしかたがないのであります。労働会館から円山公園へ行くまでの途中で、一部の者が新聞報道によれば主として学生隊といわれておりますが、それが列を離れて、水谷氏の宅を急襲した、こういうふうなことを新聞で見えております。しかしこれの指導者は、われ／＼の方ではむろん調べるべくありませんし、その後数日たつてから、京大の学生の一人が、これに関連して検挙されたということは、これも事実であります。

○田嶋(好)委員 学長さんでありますので、どうもわれ／＼の治安対策の考

え方と違ふと思うのですが、そんな考え方ではありますと、まるで学校だけが治外法権、国家の中に治外法権が存在するやうなことで、国の治安対策と一致しないやうなことになる。今のあなたの御説明からしましても、知らぬ存ぜぬ、想像ができないやうな簡単なものではなくて、常識ある人間は当然に想像ができる問題だと思ふ。記念祭の新生の問題ですが、新生はいつお入りになるのでございますか。

○服部参考人 こととして三回になつております。

○田嶋(好)委員 新生の入学の時期はいつでございますか。

○服部参考人 四月一日でございます。

○田嶋(好)委員 四月一日から今日まで、毎年当然行われる、そうした文化祭の準備をしないでおるといふやうなことで、あなたはこれをもちと聞かれますか。四月一日に入れば、京都大学の文化祭といふものが何日にあるといふことはきまつてゐるのですから、四月、五月、六月、七月、八月、九月、十月と、七月の間に、準備ができないうで期間を延ばすなんて、ちよつと常識はずれた人でなければ想像がつかぬと思うのですが、学長は真実に準備ができなかつた、こうお考えになつておるのですか。

○服部参考人 はなはだごもつともな御質問でありまして、実はこの文化祭なるものは春秋二回許可しております。現に五月にも一回やりましたのであります。そのときに学生は、四月に入つて五月にやうな会を催しても準備がしにくいからというので、いろ／＼な

文句を言うて来ましたけれども、その通り実施したのであります。そしてそれが済んだ後にすぐ委員全部を集めて、お前たちはこれだけのことをやるのに何日間かかるか、いづれ当然出て来る十一月の文化祭に対しては、今晚から準備をせよということに厳格に申し渡しておつたのであります。しかし彼らは事実上学生の身分、試験といふものに惑わされてやういふ問題が起つて来たわけでありまして、決して手放してほうつておいて、学生の言うことだけを聞いておるといふわけではないのであります。

○佐瀬委員 事件の実体あるいはそれに対する法的措置は、いづれ他の当局者が当られることと思つてあります。その点はあえてこれ以上大学総長にはお伺いいたしません。警察官があらかじめ警戒のため配置されておつたという、先ほどの説明に基いて私の感ずることは、大学の自主性と申しましようか、あるいは学園の自由といふやうな——これは学府として最も尊重すべきことであるが、そのためにあるいはかような場合に、大学総長として警戒の措置を講ずることがきわめて不自由であるといふやうなことが、やはりやういふ事態の惹起の一つの原因をなしておるじやないかといふやうにわれ／＼は観察するのであります。その点は大学総長の地位とあるいは権限とかいふものと関連して、いかうに今回の経験によつてお考えになつたか、その点をお伺いしておきたいのであります。

○服部参考人 ごもつともな御質問であります。初めにも申しました通り、いくらどういふ気持を持つておる

にしても、日本人である以上、ことに学生である以上は、よもややういふ行為に及ぶまいといふことをあくまでも信じておつたために、あれだけの準備で十分であるかと認定して実施したわけでありまして、むろんこれにつきましては警察の方の御意見も聞き、協議の結果さういふに運んだわけでありまして。

○佐瀬委員 われ／＼も、一部の学生の單なる突発的な事柄であるといふやうに理解したのであります。ところが、この問題については複雑な内容があるのではないかと、いふことをおそれる次第であります。大体学園の出来事といふものは、ひとり京都大学に限らず、そちの大学の最近見受けるのの、その一つの風潮といふものが、最近各大学の学園内にあるのではないかと、いふやうにも懸念されるのであります。学園の自由あるいは学園の自治といふものに藉口して、かなり行き過ぎの行動がとられるやうな向きが見受けられるのであります。そこで私は、やはり大学習体がこれに對処して、相当学風とあるいは学生の風潮といふものについて、積極的な補導をなさなければならぬではないか。ただいま総長のお話で、補導部の拡充強化がはかられるといふことはまことにけっこうであります。ところが、どうもその程度では、事象が間に合わないといふやうに承ておるのではないかと、いふやうに心配されるのであります。私は大学の総長が、一々教授の内容に干渉することはもちろんでない立場もよく了解しておるものであります。学生と教授といふものはもう少し一休となつて、真の教学の刷新を

しなければならぬじやないか。問題の解決は、ただ学園内の制度というよりも以上に、ただいま申し上げたやうな点に解決点があるのではないかと考えるのであります。この点に對する総長の将来の御抱負なりを承れば仕合せだと思ふ。

○服部参考人 ありがとうございます。たしかに御意見同感でありまして、できるだけその線に沿つて将来努力をいたします。

それから、先ほどのお客のうちにちよつと漏れましたが、むろん大学が決して治外法権でないことは、重々心得ております。

○佐瀬委員 もう一点お伺いいたしておきたいのであります。今回の事柄は、不幸天皇陛下に對してでありまして、新憲法の上に立つて見れば、天皇の地位は、もちろん主権の主体でないといふやうに明確にされております。しかしてまた他方憲法は、法の前にすべてが平等であるとされております。そこに差別といふことをいれる法律も思想もあつてはならないのであります。しかしながら、われ／＼日本国のよの伝統と、しかし民族の確信に基くならば、やはり天皇の地位といふものは、法以前のものとして国家的な確固たるものが存在されておるのであります。従つて憲法もまた第一條において、天皇は国の象徴である、また日本国民の総意に基くものである、これは日本国民の総意に基くものである、とさえ、厳粛に規定されておるのであります。私はここに思いをいたすならば、やはり教学の上においても、天皇に對しては、あるいは憲法その他の学園の指導なり研究なりにおいて、その点

に十分思ひをいたして行かなければならぬと思つておりますが、最近の学問というものであります、また学生の受入れ方において、いかにこれが取扱われておるかというところは、大学學長としても十分關心を持つていたかなければならぬ点であらうと、私自身は考える次第であります。服部學長は全国の国立大学の代表的な學長であらせられるのでありますから、この点について、今回の事件を通じて十分御認識を賜つて、将来の教學上の抱負を私は確立していただきたいということをお願いいたします。なお學長のこの点に対する御所見を最後に承つておきたいと存する次第であります。

○服部參事人 ありがとうございます。重々その通りでございます。これはお答え外になつてはなはだ恐縮ですが、実は私が就任しましたのは、十一月の一日であります。そうして事件が起つたのはその十二日目でありまして、準備その他その後の処置について、実は相當に混乱状態にありますが、あるいは今日お答えしたことが正鵠を得なかつた点があるかもしれませんが、その点はどうぞ御寛容願ひたいと思ひます。皆さん方の御意見も、われわれが思うところと同じ線でありまして、十分將來を戒しめて、一層教育に励みたいと思ひます。御了承を願ひます。

○世耕委員 私は要所々々を簡単に服部學長にお尋ねしたいと思つてあります。この間文部大臣にお尋ねしたのだが、文部大臣はお答えにならなかった。このたびの天皇陛下下の京都大學行幸は、京都大學から天皇の行幸を要請されて行幸になつたのか、それと

も京都に行くついでに、陛下が京都大學を御見學したいとおぼしめして京都大學にお寄りになつたのか、その点をお聞きしたのだからわからなかつた。その点はいかがですか。

○服部參事人 お答えいたします。いずれにいたしましても、われわれのお迎えする気持には二つとなつておられますが、実態はこうであります。これは十月の末でありましたが、京都府の方から係の人がこちらの者を呼んで、今度陛下が御巡幸になる、その予定のうちに京都大學が入つておるがよろしいか、日はこれ、時間はかくのごとし、こういうふうな相談があつたのです。それで大學として首脳が集まりまして、それはお受けいたしますという返答をしたのが実態であります。

○世耕委員 先ほど同僚委員から大學の自治という問題が取り上げられたようでありましたが、服部學長は大學の自治ということに対してどういうお考えでございましょうか。

○服部參事人 これは非常にむづかしい問題で、先ほど申しましたように、新參者でありまして、あるいはお答えがはずれるかとも思ひますが、やはり大學の自治は名のごとく大學の自治であります。但し警察権というようなものまで含んだ自治とは考えておりません。

○世耕委員 常に大學の自治というものが問題になるのです。おそれる服部學長も、學長として御就任になる以上、大學の自治の何たるかは御了承になつておられるものと私は考える。しかしそれはこの際お尋ねしようと思ひません。次にお尋ねしたいのは、特審局並びに法務府、その他國警、自

治警等の連絡網をもつて報告を求めておつたところによりますと、今度の事件はすでに数日前にわかつておつたものである、しかもそれは思想的な背景、政治性を持つており、計画的であつたということ、はつきりこの委員会で答弁しておるのであります。ところが今お話を聞いてみると、學長はあまり御存じなかつたようなお話のように承るのですが、もし御存じがなかつたとするならば、大學の人たちだけが御存じなかつたのじやないか、これも考えられるのであります。この点はいかがですか。実はこういうことをお尋ねするのは、前の委員の言葉のうちにもあつたと思ひますが、私は責任を追究するといふ意味で言うてゐるのではない。この真相を明らかにし、疑惑を解いて、將來大學の自治並びに學問の確立、そして大學の權威といつたことを実は考えて、ほんとうの腹の底を割つたあなたのお考えを聞きたいのです。だからそのつもりでさつぱらんに、決して私はあげ足をとつて、あなたをどこまでも追究するといふような考えで言うていないといふことをどうか御了承の上で、お話を願ひたいと思ひます。あまりいいかげんなことをおつしやると、いきおいこちらもそんなつもりになりまして、あるいはあなたに責任の追究まで申し上げるかも知れませんが、私は最初からそういう意圖でお尋ねしているのじやないといふことをお含みの上で、いかにしたら今後大學の自治が確立できるか、いかにすれば國家の最高學府の學生を指導し得るかといふことの根本に觸れてお話を承りたいと思つております。

○服部參事人 世耕さんのお心持は十分存じておりまして、私もその線に沿つてお答えしているわけでございませう。私の信ずるところを申し上げておる次第であります。

さて数日前あるいはもつと以前に、こういうことの起ることが予期されたのじやないかといふことであります。これは私として率直に申し上げて、こういうことがあるとはどうしても思へなかつたのであります。先ほど申しました通り、日本人である學生、われわれの教育している學生が、こういう底の状態、混乱に陥るとは、ゆめ思わなかつた。おそれる事後から考えてみると、これ／＼のことを総合すれば、あれ／＼のこととはあつたのじやないかといふこともできるかと思ひます。これはあるいは水かけ論になるかと思ひますが、それには私は何も異議は唱へませんけれども、私自身その日のその瞬間まで、その自信は持つておつたのです。

○世耕委員 就任早々で、私がお尋ねすることは、あるいは無理かも知れませんが、あなたの責任上、大學の學長としてのおねしなればならない。ただいまのお説によりまして、あんな事件が起ろうとは思ひなかつた……。

○服部參事人 あれほどの事件は起らなんだといふことです。

○世耕委員 あれほどの事件は起らなんだ、こうおつしやつておられるが、京都大學には前の學長がカン詰になつた事件は御存じでございませう。

○服部參事人 存じております。

○世耕委員 なおまたそれを救済するために、警察隊が出て行つて、その警

察隊のトラツクの前に生徒が襲た事件もつい耳新しいことで、本委員会は特別に調査班を派遣した事実がある。そのほかに田山事件といふのがある。いろいろ取立ててみますならば、十分の警戒あつてしまふべきだ、ところがしてないじやありませんか。これをどうするかといふのです。言ひがれは許しませんよ。知りませんでは済まなはいはずです。あなたは先ほど他の委員にお話になつたように、まことに國民に對して申訳ないといふことをおつしやつた。それはあなた腹の底から言うておられますか。あなたはいいかげんなあいさつをなさつておる。こういうような激烈な言葉を私が申し上げなければならぬようなことを、あなたは発言なさつてゐるじやありませんか。私は責任の追究をしてゐるのじやありません。こういう真相であつた、この真相をお互いにつかんで、今後の教育の方針を確立しようじやないかといふことを相談しようとしてゐる。あなたは言ひがれをなさうとしてゐる。あなたはなはだ遺憾です。もう一べん出直してください。

○服部參事人 話がこじれて参りましたが、あるいは私の言葉が足らなかつたかも知れませんが、なるほど先年病院にあつた事件が起りました。そのとき私は一時病院長もやりまして、つぶさに味わいました。引續いて學長をカン詰にしたという事件も目撃してございまして、痛恨事であるといふことは存じております。ごく最近には水谷氏の家へ投石したといふようなことも、これも事実であつて知つております。がしかし、繰返し申し上げますように、事天皇陛下下ということにつきま

○世耕委員 就任早々で、私がお尋ねすることは、あるいは無理かも知れませんが、あなたの責任上、大學の學長としてのおねしなればならない。ただいまのお説によりまして、あんな事件が起ろうとは思ひなかつた……。

○服部參事人 あれほどの事件は起らなんだといふことです。

○世耕委員 あれほどの事件は起らなんだ、こうおつしやつておられるが、京都大學には前の學長がカン詰になつた事件は御存じでございませう。

○服部參事人 存じております。

○世耕委員 なおまたそれを救済するために、警察隊が出て行つて、その警

○世耕委員 就任早々で、私がお尋ねすることは、あるいは無理かも知れませんが、あなたの責任上、大學の學長としてのおねしなればならない。ただいまのお説によりまして、あんな事件が起ろうとは思ひなかつた……。

○服部參事人 あれほどの事件は起らなんだといふことです。

○世耕委員 あれほどの事件は起らなんだ、こうおつしやつておられるが、京都大學には前の學長がカン詰になつた事件は御存じでございませう。

○服部參事人 存じております。

○世耕委員 なおまたそれを救済するために、警察隊が出て行つて、その警

○世耕委員 就任早々で、私がお尋ねすることは、あるいは無理かも知れませんが、あなたの責任上、大學の學長としてのおねしなればならない。ただいまのお説によりまして、あんな事件が起ろうとは思ひなかつた……。

○服部參事人 あれほどの事件は起らなんだといふことです。

○世耕委員 あれほどの事件は起らなんだ、こうおつしやつておられるが、京都大學には前の學長がカン詰になつた事件は御存じでございませう。

○服部參事人 存じております。

○世耕委員 なおまたそれを救済するために、警察隊が出て行つて、その警

○世耕委員 就任早々で、私がお尋ねすることは、あるいは無理かも知れませんが、あなたの責任上、大學の學長としてのおねしなればならない。ただいまのお説によりまして、あんな事件が起ろうとは思ひなかつた……。

○服部參事人 あれほどの事件は起らなんだといふことです。

○世耕委員 あれほどの事件は起らなんだ、こうおつしやつておられるが、京都大學には前の學長がカン詰になつた事件は御存じでございませう。

○服部參事人 存じております。

○世耕委員 なおまたそれを救済するために、警察隊が出て行つて、その警

○世耕委員 就任早々で、私がお尋ねすることは、あるいは無理かも知れませんが、あなたの責任上、大學の學長としてのおねしなればならない。ただいまのお説によりまして、あんな事件が起ろうとは思ひなかつた……。

○服部參事人 あれほどの事件は起らなんだといふことです。

○世耕委員 あれほどの事件は起らなんだ、こうおつしやつておられるが、京都大學には前の學長がカン詰になつた事件は御存じでございませう。

○服部參事人 存じております。

○世耕委員 なおまたそれを救済するために、警察隊が出て行つて、その警

○世耕委員 就任早々で、私がお尋ねすることは、あるいは無理かも知れませんが、あなたの責任上、大學の學長としてのおねしなればならない。ただいまのお説によりまして、あんな事件が起ろうとは思ひなかつた……。

○服部參事人 あれほどの事件は起らなんだといふことです。

○世耕委員 あれほどの事件は起らなんだ、こうおつしやつておられるが、京都大學には前の學長がカン詰になつた事件は御存じでございませう。

○服部參事人 存じております。

○世耕委員 なおまたそれを救済するために、警察隊が出て行つて、その警

○世耕委員 就任早々で、私がお尋ねすることは、あるいは無理かも知れませんが、あなたの責任上、大學の學長としてのおねしなればならない。ただいまのお説によりまして、あんな事件が起ろうとは思ひなかつた……。

○服部參事人 あれほどの事件は起らなんだといふことです。

○世耕委員 あれほどの事件は起らなんだ、こうおつしやつておられるが、京都大學には前の學長がカン詰になつた事件は御存じでございませう。

○服部參事人 存じております。

○世耕委員 なおまたそれを救済するために、警察隊が出て行つて、その警

○世耕委員 就任早々で、私がお尋ねすることは、あるいは無理かも知れませんが、あなたの責任上、大學の學長としてのおねしなればならない。ただいまのお説によりまして、あんな事件が起ろうとは思ひなかつた……。

○服部參事人 あれほどの事件は起らなんだといふことです。

○世耕委員 あれほどの事件は起らなんだ、こうおつしやつておられるが、京都大學には前の學長がカン詰になつた事件は御存じでございませう。

○服部參事人 存じております。

○世耕委員 なおまたそれを救済するために、警察隊が出て行つて、その警

○世耕委員 就任早々で、私がお尋ねすることは、あるいは無理かも知れませんが、あなたの責任上、大學の學長としてのおねしなればならない。ただいまのお説によりまして、あんな事件が起ろうとは思ひなかつた……。

○服部參事人 あれほどの事件は起らなんだといふことです。

○世耕委員 あれほどの事件は起らなんだ、こうおつしやつておられるが、京都大學には前の學長がカン詰になつた事件は御存じでございませう。

○服部參事人 存じております。

○世耕委員 なおまたそれを救済するために、警察隊が出て行つて、その警

○世耕委員 就任早々で、私がお尋ねすることは、あるいは無理かも知れませんが、あなたの責任上、大學の學長としてのおねしなればならない。ただいまのお説によりまして、あんな事件が起ろうとは思ひなかつた……。

○服部參事人 あれほどの事件は起らなんだといふことです。

○世耕委員 あれほどの事件は起らなんだ、こうおつしやつておられるが、京都大學には前の學長がカン詰になつた事件は御存じでございませう。

○服部參事人 存じております。

○世耕委員 なおまたそれを救済するために、警察隊が出て行つて、その警

しては、日本人である以上は、そういうことはあり得ないと、實際言いがれじやないのです、そういうふう信じておつたわけでありませう。この点はどうぞ十分御察願います。

○世耕委員 気持はよくわかります。日本人だからまさか天皇を迎えてああいうような騒動は起こすまいとあなたはお考えになつておられることは、よく承知してあります。しかしながら天皇を迎えて労働歌とか、革命歌を歌つておられるやありませんか。これは急に練習したつてできるものじやありませんよ。京都大学が今日どんな思想系統にあるかというくらいのこと、あなた御存じにならなくても、たいていの者はわかつておられるのです。あなたは運の悪いときに大学の学長に就任なさつた。それをあなたは知らぬ、そんなことはなかつたということは、言いたくないことだけれども、あなたの無能を暴露することだ。もしそういうことをほんとうにおつしやるのであつたらば、私ははなはだ遺憾で、ほんとうとは受取れません。ここで私は言いたい。言いがれでなしに、こういふわけであつたという、ほんとうのことをなぞおつしやつてくれないのか。もう一つお尋ねいたします。同学会のメンバーはどんなメンバーでありますか。それをまず聞いてみましょう。

○服部参考人 ただいまの最後の御質問、メンバーとは姓名でございませう。

○世耕委員 同学会を組織している中の人員は、どういう顔ぶれであるかという点であります。

○服部参考人 これはあるいは京大何

とか細胞に属しているかどうかというお尋ねかと思ひますが、細胞なるものはわれ／＼の方では認めておりませんし、また彼らもあつた委員に出るには推薦団体というものを申してありますが、そういうものに属した届出は出してないのではありません。

○世耕委員 服部学長は学内のことを御存じない。お気の毒です。そのお気の毒な服部学長をつかまえてこまかい質問をすることは、意地の悪いことだけれども、一応聞いていただく必要はあります。この間特審局長を呼んでここで聞いたときには、京都大学の中にちゃんと公認の細胞組織ができておるじやありませんか。届け出ているじやありませんか。あなたはそれを御存じないのです。あなたはそれをお匿さんとして、権威者でありますけれども、思想的な問題については、いささか私は御準備が足りないように思われる。そこまでは私の手元ではわかつておるのです。そういうところをあなたに聞いたとして責めようとするのではない。あなたの御認識がなければ、この認識を新たにしたいだくように、御調査がなければ、将来お尋ねになつてその調査をしていただくための、準備的な質問を私はしているのです。生れつき声が少し妙な声を出すので、あなたの神経を刺激するかも知れませんが、それはおちついてどうぞお聞きください。決して意地の悪い質問じやありません。あなたの立場をむしろよく理解し、また同情してこの質問をしているのです。ただ遺憾ながら本委員として、国家の大きな治安の問題から、ただ単に、このままほつておくわけには

いかぬから、実は掘り下げてお尋ねするので、どうぞそういうところを氣持をやわらかに持つて御返答願いたい。

○服部参考人 御好意は重々ありがたく承りますが、ただ京大共産党細胞とかいふものが、公然と認められておられるのごとく御理解になつておられますが、これは間違ひでありまして、絶対にそういうものは認めておりません。

○世耕委員 なお学長にお尋ねいたします。念のためにこの機会にお尋ねしておきますが、国家の象徴天皇ということ、どういふふうにお考えでございませうか、この見解をひとつ示していただきます。それはなぜかと申しますと、私の手元に京都大学同学会の名による公開質問状のビラがござりますが、この中に天皇に退位を要求してござります。同時に天皇制廃止を唱えてござります。こういうふうな文句の出でるところから見て、大学の同学会の中に、私は天皇の国家の象徴というのことに對して解釈が違つておるのじやないか、かように疑われるのですが、服部学長はどうお考えでござりますか、御見解を承つておきたい。

○服部参考人 その公開状なるものに学生が書いておられますことは、まことに非常識なもので、ほとんど取上げるに足らぬような、はたしてそれが学問をしておる者の考えかとお笑ひになるのは、こもつともであります。私としては、こもつともであります。私としては、新憲法に定められました日本国の象徴というものは、次のように理解しております。すなわち日本国民、国土、及び歴史を背景とした總体的な中心である。ごく概念的な考へであります。これについてお教え

願えればけっこうでございます。

○世耕委員 長くなりますから、私は省略して、次の質問に移ります。学生を処分なさつたということが新聞に出ておりますが、御処分なさつたかどうか。なおまた第二次学生処分をしようと思つたところ、いろ／＼意見が出た、かえつて学生を刺激するから見合せたということが、新聞に出ております。これの真相はどうか。私はこの機会に申し上げたいのは、時間を省略する意味で重ねてお伺ひしておきますが、赤い卵を産むのは赤い鶏が生むのであります。学生が騒ぐという背景に、教授職員がいるということ、必ずしも目が目に見るべきではないと私は思う。そういうことが考えられますが、あなたはどうか考えられますか。ただ学生だけ処分してこれで治まつたのだということをお考えですか、あるいはさういふ学生を生み出した教授、講師に何らかの落度があつたのではないか、あるいはあなたの意を体して京都大学としての使命を果してはなかつたのか、その根本がどこにあるのかというところは、非常に今後の教学の上に重大な問題だと私は思うのであります。これはひとりであなたの大学の問題ではございません。全国の大学教育の上に大きく影響するところがあるものでありますから、ただいま御用意があればこの際お考えを承つておきたいと思ひます。

○服部参考人 ごく一部分のお答えになつて恐縮でございますが、学生を処分した、あるいは同学会を解散したというところは、事実であります。それは新聞の通りであります。これ以後処分があるかどうかというところは、それは新聞が間違つて書いておるのであります。まして、まだ事態の調査が今進行中でありませうから、これからどういふうな結果が出るか、これはただいまただちに予想も申し上げられないことではあります。現にきょう今も、大学ではそれ／＼の者が集まつて、相談を續けておるのであります。五時に私は宿からの電話で、その様子も聞き、また東京における皆様方の御意見も参酌いたしまして、できるだけ善処したい、こういう信念であります。

○世耕委員 それではお急ぎのようです。第一次学生処分をしたときに、教授の中で反対者はございませうでしたか、全会一致で処分に同意なさりましたか、異論がござりませんでしたか。

○服部参考人 簡単に申し上げますが、処分のようなことを議しますのは、その全体の教授が寄つてやるのであります。数人の限られた者が、大学の規定上寄つて相談しておるのであります。それは全部その意見には賛成でござりました。

○世耕委員 今度の問題について、全学園の教授職員が会合して、前後処置について御協議なさいますんでしたか。部分的な教授だけの御会合でございませうか。

○服部参考人 これは個々の学部におきまして、教授会なり教員会議を開いて、その意見を総合して来て、学部長の集団によつて最後の断を下したわけでございます。まづたく全部の人の意見をこのところへ盛つたという形にはなつております。

○世耕委員 急ぎますから、なるべく省略して行きますが、学生の行動に對

して、かえつて警察官を学内に入れることは、学生の気分を刺激するから、遠慮してもらつた、だから学内において十分の警戒がでなかつたということは、特務局、国警その他の報告によつて、承知いたしておるのであります。この点はどうか。かような重大な事件があるという事は、およそ想像ができたと思うのですが、学長さんはそれは思ひなかつたというのですから、それはまあ考えの違ひといひまして、こういうような事態のときほど慎重を期すべきではないか。私この間も一つの例を申しましたが、私がこの間大阪からこちらへ帰るときに、途中で陛下の列車とすれ違ひました。ところが国鉄では沿線従業員をみな出して非常警戒をしてゐる。おそく脱線するなどということは常識ではありせん。万一をおもひなかつて、あの非常警戒をなされたのだと思ふ。あなたがもし万一をおもひなかつたならば、かくのごとき不祥事はできなかつたらうと私は思ひます。この間に手落ちがあつたのではないか。しかもその手落ちはいかにいたしましても、ただ学生の気分を刺激するから警察官を学内に入れるのをやめてくれ、あるいは学生に妙な感じを持たずからというやうな、常に学生に迎合主義の教育を、あなた方がなさつてゐるのではないかといふことを言いたないのであります。学校の中で労働歌をうたつたり、聞きなれぬやうな歌をうたわせるやうな教育を、あなた方国立大学でやらしていらつしやるのかといふことを、私は言ひたい。東京の新聞はいろ／＼論じております。今の公立大学の学生は月謝を納めておられるけれども、その月謝は

ほんの一部分である。大部分は国民の血税によつてまかなわれてゐる。それがあつたままは何だ。もう一文も出す必要はないじやないかといふことを、りつばな東京の新聞が社説に掲げてゐるやうな実情であります。笑ひごとじやないのです。せつかくあなた方が苦心して教育されてゐるその教育が、根本的に国民と相離れて行くという状態になつた場合、どうなさるか。重大な問題であります。学生の気分はともかくとして、あなたの方針をなぜ確立しなかつたか。警察その他においては、全力をあげてあなたの方の万一を警戒したにもかかわらず、拒否されたから協力ができなかつた、だからあつた事件を起したのだ、こういうことを言つておられます。そうすると、むしろあなた方は協力してあつた事件を起したという結論が出て来る。はなはだ私は遺憾である。京都大学と言へばそううたる国立大学であります。服部学長と言へばそう／＼たる学長ではありませんか。国家最高の地位にあられる。その指導される学校が、天皇陛下を迎えて、労働歌やわけのわからぬ歌をうたつて、騒ぎまわる。しかもその中には、シャベルを持つた労働者が入つて来た。まだそのほかには、ブラカードまでもかついで飛びまわつてゐる。何たる醜態であるか。こういうやうな状態は、おそろく陛下は御存じなくして、ずつとお帰りになつたはずはないと思ひますが、何か御下問がございしましたか。私の聞くところによると、みんな生徒が出迎へに来たのだと思つて、喜んで帽子をこの辺まであけてかゝらだちにひつ込めたといふ情報まで聞いておるのです。あの状態はどうい

うことなのかという御下問が必ずあつたはずなんです。国民は心配してゐますよ。その点はいかがでございしますか、さしつかえなかつたらおつしやつていただきます。なお念のために申し上げますが、私はあなたを責めるために質問してゐるのじやない、国家の教育の確立、今後の指導方針をこの事件を契機にしてあなた方から聞いておきたい。赤い卵を産む、処分しなければならぬ生徒があるとするれば、そういう処分するような生徒を指導した教授の責任をなぜ問わないのですか、そこなんです。そこまで行つていただいて初めて私は服部学長の存在の意義が明らかになると思ふ。なお最後に一点だけお尋ねいたしますが、大学の管理権はどなたに属しますか、文部大臣ですか、それとも大学の学長、あなた御自身が管理権をお持ちですか、念のためにこれを聞いておきます。

○服部参考人 い／＼御忠告であります。かなり鋭い御質問で、実は返答に窮することが多々ありますが、なるほど赤い卵を産むのは、赤い鶏であるといふこともよくわかります。また一面われ／＼は多数の学生を預つております関係上、赤い鶏ばかりを対象とすることも、これまた不可能であります。これはその赤い鶏の数十倍と申しますが、数百倍あるいは数千倍の者がおりますので、これらのことも相当に考慮いたします。なお今日の警備のことは、大学のいかにも落度で、拒否したといふやうな話が出ましたけれども、決して拒否といふ形でありませんで、協定の上あれがよろしくあらうといふことになつて、しかし万一の場合はこういう手を打とうといふ準備はして

おりまして、幸いに御巡幸の通路には、支障はなかつたことはせめてものことと思つております。しかしそんなことではいけないとおしかりを受けるかも知れませんが、その点は申訳が立つと思つておる次第であります。このくらいでひと／＼ごらん願ひます。

○世耕委員 御下問があつたかどうかといふことは……。

○服部参考人 これは私耳にしておりません。

○世耕委員 では最後にもう一つお尋ねしておきますが、私がさつき言つたのは、赤い卵を切つて出せといふのではない、赤い卵も白い卵もあるところから大学の意義がある。今度の騒動を起した種は、むしろ赤い鶏が種を起したといふことは、資料が上つて来ておるのです。これはお調べになつたらわかる、私から資料を提供しなかつてもわかるはずなんです。同学会のメンバーの中には共産党系が入つてゐる。共産党では日本共産党ではないと言われるかも知れませんが、あれは外国の共産党系に入つてゐる。それが指導してやれば大学の中に事務所を持つてゐる。それでそういう連中がちゃんと政治団体として、団体等規正令に適合した手続を特審局へ出しているではないか、どうですか、これはあなた方なぜ御存じなかつたのですか。私は聞き間違へたことは言ひぬはずなんです。かやうなわけだから、どうぞもう一べんゆつくりお考え直しを願ひまして、そうして大学の確立を、ぜひあなたの方でやつていただきたい。あなたの御人格、あなたの気持は、私よくわかつてゐる。だからこゝういふうに食ひ下つてゐる。しつか

て、相当に支障を来しておる現状、このことについてつぶさに見ていただき、かつ自分からも直接言いたいという希望も持っておりますが、これは学生から申し入れる以前から、すでに陛下のお聞きに達する私の大学學事一般の御進言の中へ織り込んでおりまして、これから、これも学生の意思には沿い得るものと思っております。

○梨木委員 私の聞きたいのは、今あなたが答へられました、公開質問状、このことをさしておられるようでありますが、私が聞きたいという事実は、そうではなくして、幸い天皇が見えるのならば、ぜひ私どもの方も学園の荒廢の事情をお目にかかつてお話ししたいという申し入れをしたが、あなたの方では断つたので、それではしかたがないから、公開質問状の形で尋ねしよ、うということになったのじやありませんか。

○服部参考人 そうとは承つておりません。

○梨木委員 この点はあとでまた明確にいたしますが、その次に伺います、京都大学では天皇が見えるというので、お通りになるところだけは廊下は非常にきれいに修繕されたそうでありますが、お通りにならない教室なんかは、荒廢のままに現在もなつておるといふことですが、この点いかがですか。

○服部参考人 それは見方によるものと思ひます。現在の日本の国情がそうでありまして、どの部分も手入れをせなければならぬ状態になつております。だから逐年計画を立てて、修理すべきところは逐次修理してありまして、今度陛下のお通り願ひました部屋

は二十年以上手入れをしていないところでありまして、もうせなければならぬ時期に到達しておつたのがちやうど一緒になつたという事情でございませう。

○梨木委員 次に伺ひますが、天皇がおいでになるときに行列しておつた、その列の中には一般の市民も入つておつたというじやありませんか。特に具體的には、吉田分校の方には一般の市民も中に入つておつたと聞いておるのではありませんか、これはいかがですか。

○服部参考人 何分狭い場所でありまして、できるだけ本學の學生並びに教官、職員ということを中心としてお迎えするという建前ではありますけれども、外部から入る人を絶対に制限した形ではありませんでした。だから外部の人も、ことに子供が入つておつたとおつたと見ると、外部の人も入つておりました。

○梨木委員 ところで正面の前にはつき山がありますね。何かつき山がある。

○服部参考人 あります。

○梨木委員 その両側に學生並びに職員が列をつくつておつたというように聞いておるのであります。ところが向つて右の方から天皇がお入りになられた。そこで右の方から入られるということになつたから、左の方におつた人たちは見えないので、それを見るために列がくずれた、こういうふうに聞いておるのであります。その点いかがですか。

○服部参考人 それは一番初め実態を報告します中に、そのことにちよつと触れましたが、私はそういうふうには理解してあります。初めずつと狭ま

つて参りましたのは、これは人情として、なるべく陛下に近寄つて、拜むということはいかぬかもしれませんが、近寄りたという気持は国民全体が持つておるもので、それが現われてああいふやうな形になつたものと初めは思ひまして、そのときは學内の者だけで整理して、御通路はおつしやる通りに支障なく通れたのであります。だからそういうふうに理解すべきかと思ひます。

○梨木委員 同じくそれはつき山の正面の問題であります。この間京都市警の警備課長という人の話では、吉田分校の前にも學生がおつた。この点も私が聞いたところによると、學生並びに一般市民がおつた。この人たちはこの吉田分校の前の方では見にくいので、學校の中に入つた方が見やすいといふので動き初めたというふうに聞いております。そういうところから列がくずれたというふうに見受けられたのではないかと、かようにも聞いておるのであります。この点いかがですか。

○服部参考人 それも一因になつたかと思ひます。

○押谷委員長代理 先ほどおつしやつた中に、陛下がお着きになる直前に列がくずれたのは、陛下をお迎える、お近くで拜みたいという気持ちでくずれたとおつしやつたですね。

○服部参考人 それも含めておると思ひます。

○押谷委員長代理 そのほかに何か原因があるのですか。

○服部参考人 それは、想像するよりほか仕方があるまいと思ひます。

○押谷委員長代理 それは京都の方

で、今梨木君が言ひました警備課長が言つたのは、吉田分校の方から學生がひんばんに来て、特にそういうくずすやうな処置があつたからくずれたように言つておるのですが、そのことをお聞きになり、あるいはお調べになつたのではございませんか。

○服部参考人 聞いておりますが、実情はこうであります。吉田分校の方から學生の一隊が入りまして、西側の列のうしろ側にまわつたのであります。東側のくずれて来た反対の側であります。

○押谷委員長代理 われ／＼が聞いておるの、両方前に来たものだから、それでどつと出て来たやうに聞いたのです。向つて左側の方に出て来たやうに警備課長が言つておりました。それが、そうではございませんか。陛下は左側に……。

○服部参考人 そうでございます。

○押谷委員長代理 それで両側から出て来て、自動車を通るだけの道が明いて、そして全部ふさがつてしまつたといふやうに言つておりましたが、そうではございませんか、その原因も実態も……。

○服部参考人 実態はそうでございますが原因の真意というところは、たびたび申し上げるやうに想像の域であります。

○押谷委員長代理 警察ではそういうやうに言つております。

○梨木委員 それでは次に伺ひます。列が少しくずれたときに、スピーカーをかけた警察の自動車がかけ込んで来たという事実は御承知ですか。

○服部参考人 こちからの要請によ

つてそれ以後入つて来たのであります。○梨木委員 その自動車が入つて来るときに君が代を放送しながら入り込んだという事実は御承知ですか。

○服部参考人 それは聞いてもありませんし、想像もできぬでしようが、警察のそういう君が代なんというものは、ちよつと考えられせん。道路の一般のほかの者がやつておつたかもしれせんが、警察は無関係でしよう。

○梨木委員 それは私は學生から聞いておるのであります。ラジオ・カーと申しますか、何か自動車から放送できるのがある。それが君が代を放送しながら入つて来たという事実はあるわけですか。そういう事実に対して、學生の方からは君が代が何か押しつけがましき入つて来たので、そこでその場の空氣としてはどうしても君が代を合唱できないやうな空氣の中で自然發生的に平和の聲が合唱されたといふやうに聞いておるのであります。その点いかがですか。

○服部参考人 それは普通の道路でそういうことがあつたかもしれせんが、門内にそういうものが入つたことは聞いておりません。

○押谷委員長代理 梨木君簡単に願ひます。

○梨木委員 それではまとめます。次に伺ひますが、公開質問状というのはこの前委員からも指摘されまして、現在天皇というものは憲法上、國民の象徴といふことになつてゐる。その象徴に向つていふ政治的な要求がましいことをするといふことは、少くとも知性を持った學生にはおかしいといふことで公開質問状が非常に非難攻撃さ

れておるのですが、私が見たところでは、ここにはこう書いてあるのであります。「少くとも一人の人間として憲法によつて貴方に象徴されている人間達の叫びに耳をかたむけ、私たちの質問に人間として答えていただくことを希望するのです。」こうなつておるのであります。この点から見ますと、そんなに学生が知性をあきまえておらない、学生らしくないということにはならぬと思ふのであります。あなたはこの公開質問状はやはりそういうぐあいにお考えですか。

○服部参事人 その通りであります。

○梨木委員 これ以上は議論になりませんから申し上げませんが、私はこの公開質問状の中には現在の日本の国民の感情、知性、良心、そういったものがやはり若い学生の純真な気持の発露として、ここに傾聴されるものを非常にたくさん含んでいゝと思ふのであります。学生の教育なりをあなたが非常に無価値なものとしてこれを取扱われるということになると、私は非常に問題だと思ふのであります。これは意見にわたりますから申し上げますが、今までの委員諸君の質問に対してのあなたの御答弁、それからあなたが今までの御とりなつた今度の問題についての取扱ひのやり方を見ておりますと、これはどうもこの天皇問題を機会に再び天皇神権説的なものに天皇をまつり上げてしまつて、そして学内におけるところのいろいろな学問の自由に対する大きな制限圧迫という形となつて出て来ることを非常に心配してゐるのであります。特に先ほど今後の行動は不逞の行動だというような評価をされるに至りましては、純真な学生の天皇に

対する一つの心持の表現を、さように断定的に表現されるということとは、非常に私は問題だと思ふし、特に御承知のように、学生運動というものは、国が独立を失つた場合には、最も感じ易い学生の運動の形の中に端的に表明されて来る。あなた方は今度の学生の問題を、單に彈圧一方でこれを処理されようといひましたが、これは現在の日本国民の持つてゐる感情が、学生の面を通じて端的に表明されて來てゐる。これは日本の国の端的の現われである。これを單に学生を処分すること、彈圧することだけで処理されようとするのは、これは非常に問題だらうと思ひますから、この点については、先ほど來の自由党の諸君や世耕さんから、盛んにあなたを、反動的な方法でこの問題を処理されたことを激励されるかのごとく言われておりますが、そしてあなたは肯定されるような態度をとつておりますが、この点は非常に遺憾でありますから、どうか慎重に学問の自由を守る形においてこれを処理されることを希望いたします。

○服部参事人 あくまで中道を歩みます。

○押谷委員長代理 本日はこの程度にいたし、明日は午後一時より開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十二分散会

〔参照〕

裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
(都合により別冊附録に掲載)

昭和二十六年十二月三日印刷

昭和二十六年十二月四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所